

1. 平成29年第1回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成29年2月27日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 平成29年度施政方針について
- 日程4 議案第1号 専決処分した事件の承認について（平成28年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））
- 日程5 議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程6 議案第3号 郡上市教育委員会委員の任命同意について
- 日程7 議案第4号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第5号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第6号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第7号 郡上市鉄道経営対策事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第8号 郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第10号 郡上市空家等対策協議会設置条例の制定について
- 日程14 議案第11号 郡上市企業立地促進条例の制定について
- 日程15 議案第12号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程16 議案第13号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第14号 郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第15号 郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第16号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第17号 郡上市教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第18号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程22 議案第19号 平成28年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について

- 日程23 議案第20号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程24 議案第21号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程25 議案第22号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程26 議案第23号 平成28年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程27 議案第24号 平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程28 議案第25号 平成28年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程29 議案第26号 平成28年度郡上市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程30 議案第27号 平成28年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について
- 日程31 議案第28号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程32 議案第29号 平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程33 議案第30号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第3号）について
- 日程34 議案第31号 平成28年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程35 議案第32号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程36 議案第33号 平成28年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程37 議案第34号 平成28年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程38 議案第35号 平成28年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程39 議案第36号 平成29年度郡上市一般会計予算について
- 日程40 議案第37号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程41 議案第38号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程42 議案第39号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程43 議案第40号 平成29年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程44 議案第41号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程45 議案第42号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程46 議案第43号 平成29年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程47 議案第44号 平成29年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程48 議案第45号 平成29年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程49 議案第46号 平成29年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程50 議案第47号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程51 議案第48号 平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程52 議案第49号 平成29年度郡上市大和財産区特別会計予算について

- 日程53 議案第50号 平成29年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程54 議案第51号 平成29年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程55 議案第52号 平成29年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程56 議案第53号 平成29年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程57 議案第54号 平成29年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程58 議案第55号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程59 議案第56号 平成29年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程60 議案第57号 平成29年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程61 議案第58号 平成29年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程62 議案第59号 湯の平温泉の指定管理者の指定について
- 日程63 議案第60号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程64 議案第61号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程65 議案第62号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程66 議案第63号 財産の無償譲渡について（大和町徳永地内）
- 日程67 議案第64号 財産の無償譲渡について（宮代集会所敷地）
- 日程68 議案第65号 財産の無償譲渡について（野尻集会所敷地）
- 日程69 議案第66号 財産の無償譲渡について（上沢集会所）
- 日程70 議案第67号 財産の減額貸付について（郡上木材センター用地）
- 日程71 議案第68号 市道路線の認定について
- 日程72 議報告第1号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程73 議報告第2号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）
- 日程74 議報告第3号 諸般の報告について（定期監査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平

11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	健康福祉部長	羽田野博徳
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	古川甲子夫	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	尾藤康春
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課 課長補佐	加藤光俊
議会事務局 議会総務課主査	武藤淳		

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員の皆様方には大変お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成29年第1回郡上市議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、9番 兼山悌孝君、10番 山田忠平君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺友三君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る2月20日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日2月27日から3月24日までの26日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月27日から3月24日までの26日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

なお、広報紙等掲載のため写真撮影を許可いたしておりますので、よろしく願いいたします。

◎平成29年度施政方針について

○議長（渡辺友三君） 日程3、平成29年度施政方針についてを議題といたします。

日置市長、よろしく願いいたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。本日、平成29年第1回郡上市議会定例会を招集いたし

ましたところ、議員の皆様方には御参集いただき、まことにありがとうございます。

今定例会の開会に当たり、御審議をいただきます諸議案の説明に先立ち、市政運営の基本的な考え方と新年度当初予算の編成方針、また、この予算に盛り込みました主要な施策や事業などについて説明申し上げ、議員各位を初め市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

それでは、まず、新年度に臨んでの市政運営の基本方針について申し上げます。

平成28年度は、市民の皆様とともにみんなで考え、みんなでつくった第2次郡上市総合計画がスタートし、同時に地方創生のための郡上市まち・ひと・しごと総合戦略も本格的に動き出しました。平成29年度は、郡上市の明るい未来を築くため極めて重要なこの2つの計画に盛り込まれました取り組みを、より強力に加速させていく年にしなければなりません。私は、これからの郡上市が魅力にあふれる「まち」として持続的発展を続けていけるよう、これらの計画に掲げた諸施策を、「観光振興は地域づくりそのものである」との総合政策的な視点のもとに「観光立市郡上」を旗印に掲げて推進してまいりたいと考えます。

郡上ケーブルテレビでの「新年のあいさつ」でも申し上げましたが、私たちの郡上市には、ともすれば郡上市に住んでいる自分たちにとっては「当たり前」と思いがちな、貴重な歴史や伝統文化、例えば「郡上おどり」「白鳥おどり」「石徹白の民謡と踊り」「地歌舞伎」「各種神社の祭礼」など、それに、美味しい農水産物やそれを材料にした料理・食べ物、清流長良川や和良川などの美しい自然、古い町並み、世界に通用する伝統工芸品や新しい工業製品、そして何よりも長い歴史と風土に育まれた「郡上人」という「人的資源」などなど、地域の「宝もの」がいっぱいあります。これら郡上の「宝もの」、言わば郡上の「光」を更に磨いて、それを内外に観（しめ）す。——ここで観（しめ）すという言葉を観光の観という字を使っておりますが、これは「観国之光」、国の光を観るあるいは国の光を観すという中国の『易経』の一文から取った用法として、このような字を当てておりますけれども——そのように郡上の光をさらに磨いて、それを内外に観（しめ）し、人を呼び込む、あるいは良いモノを生産し、売り出し、域外へも移出・輸出することによって「稼ぐ力」をつけ、郡上の活性化を図る。そんな本来の広い意味での「観光立市郡上」を、今こそ真剣にみんなで進めたいと思います。

そこで、これらのことを実行性のある取組みとして実施していくため、分野を横断して重点プロジェクトを推進するための新たな体制を庁内に構築いたします。

また、平成29年、西暦2017年は、郡上の歴史・文化にかかわりの深い「白山開山1300年」の年になります。この記念すべき節目の年に当たり、悠久の歴史を見つめ直し、白山の自然と信仰が育んだ白山文化を次の世代へとつなげる機会とするとともに、白山を通じた関連地域との交流の推進など、多くの皆さんが白山文化に触れていただく事業を、白山ユネスコエコパークの啓発等とともに積極的に展開いたします。

加えて、昨年の12月議会定例会で制定していただいた郡上市清流長良川等保全条例の理念の普及、啓発とともに、教育活動や環境保全事業等にも力を入れてまいります。

さて、我が国の財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、今後もさらなる累増が見込まれます。また、国債の元利償還費が毎年度の国一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、依然として厳しい状況にあります。政府が平成28年11月29日に閣議決定した平成29年度予算編成の基本方針では、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本として、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた施策を推進するとしております。郡上市におきましても、国が掲げる経済の好循環をより確かなものとし、少子・高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる新たな施策と連動するよう、地方創生推進交付金の積極的な活用や、発行可能な期間が残り2カ年となりました合併特例債などの活用も含め、引き続き人口減少対策を軸として、「産業・雇用」、「定住・移住・交流」、「子ども子育て・教育」、「地域支え合い」といった重点的な取り組みを進めてまいります。

平成29年度の当初予算をこうした考え方をもとに編成をいたしました結果、一般会計の性質別歳出では、投資的経費である普通建設事業費において、（仮称）郡上市北部斎場や（仮称）郡上市歴史資料・文化財収蔵施設の建設などの継続事業に加え、体育施設の充実に向けた美並町のまん真ん中広場芝生化事業や、施設の老朽化に伴う更新を行う環境衛生センター堆肥化施設整備事業などに必要な事業費並びに道路、河川等のインフラ整備にかかる事業費を確保したため、計上額は前年度対比26.6%、13億5,305万円増の64億4,719万円となりました。また、義務的経費と言われる三経費のうち、まず人件費は2.3%、9,644万円減の41億3,642万円、扶助費は1.6%、5,050万円減の30億4,907万円、公債費は6.0%、2億8,845万円減の45億3,542万円となりました。その他の経費の中で、物件費は「観光立市郡上」実現のための観光振興2次交通対策事業、外国人観光客誘致事業の計上などにより5.5%、2億2,056万円増の42億49万円、補助費についても「観光立市郡上」実現のための宿泊施設改修支援事業の計上などにより2.7%、5,947万円増の22億3,884万円、他会計への繰出金は0.4%、1,690万円増の38億5,690万円を計上いたしました。

一方、歳入のうち市税では、景気回復傾向に伴う所得水準の若干の改善による個人市民税の税収増や軽自動車税の新税率対象車両等の増による伸びといったプラス要素と、法人市民税の法人税割税率改正の影響やたばこ税の健康志向の高まりによる消費本数の減少による税収減等といったマイナス要素を勘案し、市税全体では49億1,865万円と、前年度と比べわずか10万円の増額となるほぼ横ばいの歳入額を計上いたしました。

地方交付税については、郡上市一本算定における消防費、保健衛生費、地域振興費——これは支所経費であります。その地域振興費、そして標準団体の面積の見直しに伴う経費加算の算入増は見込まれるものの、合併算定替特例措置の段階的縮減が4年目となり、合併算定替と一本算定によ

る差額の7割が減額となることや、単位費用の見直し、地域総合整備事業債・臨時財政対策債の償還費の減による交付税措置の減などの要因により、普通交付税は前年度対比4.8%、5億6,000万円減の110億7,000万円を計上いたしました。また、特別交付税については、国の地方財政計画により3.2%、1,900万円減の5億8,000万円を計上いたし、交付税全体としては4.7%、5億7,900万円減の116億5,000万円となりました。

市債におきましては、いわゆる臨時財政対策債を除いた通常債で30億円を計上いたしました。これは、公債費負担適正化計画において従来設定していた平成27年度以降は23億円という通常債の限度額を、平成28年度に2億円増額して25億円とする見直しを行い、さらに平成29年度はさらに5億円を増額して、23.1%、5億6,310万円増の30億円とし、合併特例債などの可能な限りの有効活用により投資的事業への積極的な取り組みを行うこととしたものであります。

このことにより、実質公債費比率を今後の年度において若干押し上げることともなりますが、最高でも今のところ15%以下程度にとどまると想定をいたしております。また、国の「地方交付税特別会計」の財源不足を補うために発行いたします臨時財政対策債は、国の総枠の減少に伴い、3.1%、2,600万円減の8億円を計上し、以上、市債全体では16.5%、5億3,710万円増の38億円を計上いたしました。

以上の結果、平成29年度当初予算の一般会計の予算規模としては歳入歳出それぞれ291億2,200万円で、前年度当初予算と比較して4.4%、12億1,900万円の増となり、3年連続で増加の積極的な予算となっております。なお、まん真ん中広場芝生化事業と郡上八幡総合運動場整備事業の財源に充てるため、公共施設整備基金から5億5,000万円を取り崩して繰り入れを行うこととし、財政調整基金からは一般財源の不足を補うために13億2,000万円を取り崩すことにより編成したことを申し添えます。

このような方針に基づき編成した平成29年度当初予算の規模は、ただいま申し上げましたが、一般会計は291億2,200万円（4.4%、12億1,900万円の増）、特別会計は158億1,869万円（9.8%、17億1,068万円の減）、企業会計56億9,115万円（4.2%、2億2,702万円の増）、以上、合計で506億3,185万円（0.5%、2億6,466万円の減）となりました。

続きまして、第2次郡上市総合計画 前期基本計画の柱立てに沿いまして、7つの分野別施策における項目ごとの主な内容を説明申し上げます。

まず最初に、1つ目の柱である「産業・雇用」についてであります。

農業を取り巻く環境は、担い手の高齢化と後継者不足、社会経済のグローバル化の進展など厳しい状況下にあります。中山間地域の特色を活かした多様な取り組みを行い、豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現を目指します。

担い手対策としましては、集落全体で考える人・農地プランを核として、農地の集積・集約化を、

新たに設置しました農業委員会の農地利用最適化推進委員と一体となって進めることといたします。さらに、集落営農の組織化、法人化を推進するとともに、担い手や新規就農者が行う機械、施設の整備を支援いたします。

鳥獣被害防止対策では、引き続き有害鳥獣の捕獲や恒久柵の設置、獣肉の利活用を進めます。

また、世界農業遺産の「清流長良川の鮎」を地域振興につなげるため、鮎釣り大会や鮎の放流事業等を展開し、ブランド力の強化を図ります。さらに、平成30年度にオープン予定の（仮称）長良川あゆパークが魅力ある施設となるよう、県と連携して開設準備を進めます。

森林・林業については、大型製材工場の稼働等により増加した木材需要に対応するため、造林推進事業を積極的に進めるとともに、木材搬出時に必要な作業道の改修・拡幅を支援して木材生産量の拡大に取り組みます。利用期を迎えた森林は、適正な主伐と低コスト手法による再生林を推進し、効果的な資源の循環利用を目指します。このほか、市内産材の利用拡大や、森林の大切さ、木のよさを教える「木育」を推進するとともに、森林境界の明確化を呼びかけるモデル事業に着手いたします。

また、農業・林業の振興を図るため、農業生産基盤及び農業集落環境の整備を行うとともに、林道整備の計画的な実施に加え、林道橋及びトンネルの定期点検や山地荒廃防止により、安定した森林づくりを促進するための事業の推進を図ります。

畜産振興については、担い手の確保・生産基盤の強化を図ります。子牛価格の高騰が続く中、優良資質を持つ系統雌牛の保留・導入に努め、繁殖雌牛の増頭・牛群改良を推進いたします。また、本年9月に宮城県で開かれる第11回全国和牛能力共進会への本選出場を目指し、市内の候補牛の技術・衛生管理指導を強化します。このほか、畜産経営に壊滅的な影響を及ぼす口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病予防対策に努めます。

次に、商工観光施策であります。平成29年度は、今後の郡上市の産業振興にとって大変重要な年度になります。現在進めております（仮称）郡上市産業振興拠点施設の建設に合わせて立ち上げることといたして、商工観光の振興及び移住者の定住環境の整備などを促進するための（仮称）郡上市産業振興支援センターの設立に向けた準備をさらに進めてまいります。この産業振興支援センターを拠点として、産業振興に関するさまざまな情報等を集約しワンストップ化を図るとともに、産業分野に特化した振興施策を強力に推進してまいりたいと考えております。

雇用の面ではありますが、ここ数年の郡上市は、年平均の有効求人倍率が1.0を超え、労働力不足の傾向があらわれていることから、市内の高校生や市外へ転出した若者に郡上の企業情報の提供を続けるとともに、新たにU・Iターン者等を対象とした就職支援家賃支援事業を開始いたします。なお、このような中においても、新規事業所の立地等に向けた企業誘致の促進には引き続き鋭意取り組んでまいります。このほか、「みんなでやрмаいか！ 郡上の元気・やる気条例」の理念に沿

った新たな政策・施策を検討してまいります。

観光振興については、第2次総合計画に定める平成32年の観光入込客の目標値「666万人」及び宿泊客の目標値「60万人」を目指して諸施策を展開する中で、「観光立市郡上」を目指し、これからの観光振興を担っていく人材を育成する事業や、公共交通を利用される観光客の利便性向上のための2次交通対策事業、関係機関と連携した外国人観光客誘致事業などにも取り組みます。

また、今春の完成を目指して改修工事を進めております長良川鉄道「郡上八幡駅」を新たな観光案内等の拠点として活用するほか、「白山開山1300年」という節目の年に合わせ、徳島県の阿波踊りや秋田県の西馬音内盆踊りを迎え、日本三大盆踊り共演イベントなどの記念事業を行います。さらに、宿泊滞在型観光の振興を図るため、宿泊事業者が行う市内宿泊施設の改修等に対する補助制度も創設いたします。

なお、観光振興施設においては、（仮称）長良川あゆパークの整備に呼応しての「道の駅白鳥」の施設の建替工事、これは予算的には平成28年度補正予算に計上して29年度に繰り越すことといたしておりますが、この工事や、道の駅明宝トイレ棟の改築等を進めるほか、施設の適切な維持管理と積極的活用に努めます。

また、後ほど述べる教育・文化・人づくり分野でのスポーツ・ツーリズム振興と関連をいたしますが、2019年ラグビーワールドカップのキャンプ地の誘致実現等に向けて、高鷲町の吠高原スポーツ広場にクラブハウスを整備いたします。

このほか、観光行政に関し高度なノウハウを有する職員を育成するため、平成28年度に引き続き国土交通省中部運輸局観光部へ職員1名派遣を継続いたします。

以上、「産業・雇用」の施策に20億2,758万円——一般会計同額でございますが——を計上いたしました。

次に、2つ目の柱である環境・防災・社会基盤について申し上げます。

まず、水道事業については、施設の適正な維持管理を行い、安全・安心な飲料水の供給に努めるとともに、平成24年度から進めている水道施設統合事業の完成を目指します。

また、将来的な人口減少と水需要減少の時代における水道のあり方を示すため、「持続・安全・強靱」をテーマに水道ビジョンを策定することに着手します。

下水道事業については、施設の適切な運転及び維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めるとともに、今後の老朽化の進展状況を考慮したストックマネジメント計画を策定し、計画的かつ効率的な管理を目指します。

また、人口減少と節水型社会への移行による汚水量の減少等、下水道事業を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっておりますが、今後も安定的・効率的な経営を継続していくため、引き続き公営企業会計への移行準備を進めます。なお、下水道事業資本費平準化債は3億4,000万円を発行し、

世代間の負担の公平化を図ります。

廃棄物処理事業については、各施設の運営の効率化及びコスト削減に努めるとともに、郡上環境衛生センターの堆肥化機械設備の更新を行うなど、安全で適正な廃棄物処理を実施してまいります。また、施設統合により休止した旧高鷲村廃棄物処理場の焼却施設については、取り壊しのための調査設計を実施いたします。

環境保全については、「清流長良川の鮎」の世界農業遺産認定を機に、昨年12月に、先ほども申し上げましたが、「郡上市清流長良川等保全条例」を制定したことから、平成29年度は、条例理念の具現化のため、市民の皆様を初め、市内外に広く情報発信するとともに、さまざまな取り組みを行い、市民生活や産業・観光振興のための重要な資源である美しい水と緑の環境維持・保護に努めます。

小水力発電施設については、既に稼働中の石徹白清流発電所に続き、白鳥町阿多岐ほか2カ所において県営事業による施設整備を進めてまいります。

消防・防災については、市民の安全・安心を確保するため、地域防災のかなめであります消防団の充実強化を目指し、自治会や事業所等の御協力を得て消防団員の確保に努めます。また、団員が充実した生活環境の中で消防活動に専念できるよう、引き続き消防団員婚活イベントを開催するとともに、消防団の装備品の充実に努めます。

防災面では、平成30年度に保守期間が終了いたします音声告知端末にかえて、停電時にも対応できる同報系防災行政無線の戸別受信機の整備に向け、第2期工事として、デジタルFM変換再送信局の設置等を実施いたします。

また、地域防災力を高めるため、自主防災会育成研修会の開催、自主防災活動マニュアルの策定支援、防災資機材の購入や防災士の資格取得に向けた補助を行うほか、郡上市防災士会の活動を支援いたします。さらには、避難所に指定している地区集会所の耐震補強工事、倒木による停電等の被害を防止するためのライフライン保全対策事業を引き続き実施いたします。

常備消防については、山間地救助活動隊の実践訓練による現場対応力の強化とともに、消防力を維持し機能強化を図るため、高機能消防指令センター通信系システムや各種消防資器材等を計画的に整備・更新し、多様化する災害に対する備えを充実させます。

また、消防団の維持強化を図るため、消防施設整備計画に基づき、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の計画的な更新を行います。

交通安全対策については、関係機関と連携して交通安全指導を実施するほか、高齢者の安全運転啓発に努めたいと思います。また、生活安全対策については、法に基づく空家等対策協議会を設置し、郡上市空家等対策計画に基づいた総合的な空き家等対策を推進するとともに、消費生活相談体制の充実、地区防犯灯の設置支援、市管理の街路灯のLED化、公共の場所等への防犯カメラの設

置などに引き続き取り組みます。

次に、社会基盤整備については、東海北陸自動車道4車線化の早期完成を初め、めいほうトンネル建設工事を筆頭とする国道・県道改良に係る継続事業の促進、国道156号郡上大橋架け替え事業の早期事業化など、懸案事業の推進に向け引き続き関係機関に対し強く働きかけを行ってまいります。また、市自身といたしましても、橋梁長寿命化のための補修等を継続実施するとともに、市道等の新設を初め、道路ストック総点検事業による点検結果に基づいた改良及び補修を、優先度を考慮しながら計画的に進めます。このほか、災害危険箇所の解消に向けた河川改修や急傾斜地崩壊対策事業の実施に努めてまいります。

沿道林修景整備事業では、市直営と自治会提案型を併用し、道路環境整備とライフラインの確保等をあわせ、積極的に進めてまいります。

次に、本市の良好な景観を保全・形成するため、景観計画による規制・誘導とあわせて、景観百景の認定及び活動支援事業により、潤いのある豊かな生活環境の創造に引き続き取り組みます。また、八幡都市計画区域の都市機能の充実を図るため、連綿として引き継がれてまいりました歴史と文化を守りながら、郡上八幡の個性を生かした自立型文化都市の形成を目指します。

あわせて、伝統的建造物群保存地区の無電柱化整備事業を中心に、歴史的風致を生かしたまちづくりを推進いたします。市民から要望の強い子どもを遊ばせることのできる公園の整備に向けての公園整備計画調査にも取り組みます。

住宅については、国等から譲渡を受けた2施設を市有住宅として有効に活用し、移住・定住を促進するとともに、公営住宅等長寿命化計画に基づき適正な維持管理に努めます。また、土砂災害特別警戒区域に指定された区域内において、市民の皆さんが戸建て住宅の建てかえを行われる場合に、安全基準を満たす建築構造への強化経費の一部を助成する制度を新たに創設いたします。

公共交通については、市民の日常生活における移動手段の確保と利便性の向上を図るとともに、今後の地域公共交通の最適化と地域の活性化に貢献する交通網を形成するため、郡上市地域公共交通網形成計画を策定いたします。

長良川鉄道については、観光列車「ながら」を初めとした企画列車の充実など、鉄道自体が観光資源となるよう魅力づくりを進め、観光面での誘客による利用者の増加を図ってまいりたいと考えております。

テレワークの推進については、平成28年度の総務省「ふるさとテレワーク推進事業」によりシェアオフィス、コワーキングスペースを整備したことにより、テレワーカーの受け入れ体制が整い、5つの企業が事業を間もなく開始いたします。今後は、進出企業との連携を図り、さらなるICT企業の誘致やテレワーカーの移住促進に努めます。

ケーブルテレビ事業については、指定管理者である株式会社郡上ネットにおいて、行政情報、災

害情報を初め、地域での暮らしに役立つ情報をタイムリーに提供するとともに、市民ニーズに応じた多様な放送・通信サービスがなされるよう努めます。

なお、市内における携帯電話不感地域を解消するため、美並町白山羽佐古地内において携帯電話鉄塔基地局の整備を行います。

以上、環境・防災・社会基盤の施策に52億9,264万円。内訳は、一般会計42億6,907万円、特別会計7億3,569万円、企業会計2億8,788万円を計上いたしました。

3番目に、3つ目の柱でございますけれども、健康・福祉についてであります。

結婚から出産、子育てへの切れ目のない支援を充実させるため、まず、結婚支援については、より多くの市民の皆さんに男女の出会いについて関心を持っていただけるよう、婚活応援団を組織化いたします。さらに、結婚しやすい環境づくりを総合的に支援するための仕組みづくりに着手いたします。

子ども・子育て支援については、「日本一住みたいまち、子育てしやすいまち」の実現を目指すため、引き続き赤ちゃんの駅を公共施設に整備するとともに、授乳やおむつ交換の場所を提供いただける協力店舗を募集いたします。また、大和生きがいセンター内に、子育て中の親子の交流、子育て相談、子育て講習などを行う子育て広場を開設いたします。

私立保育所に勤務されている保育士の負担軽減と離職防止を目的に、短時間勤務の保育補助者の雇い上げに対して必要な費用の一部を助成いたします。

地域福祉については、市民や団体等との協働による地域づくりに取り組み、「みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち郡上」を目指します。また、経済対策として、低所得者に対し1人当たり1万5,000円を給付する臨時福祉給付金の給付を引き続き実施いたします。

障害福祉については、障がいのある方やその家族の生活支援、そして活躍の土台となる地域力を醸成するための第5期郡上市障害福祉計画と、障がいのある児童の支援を効果的かつ計画的に進めるための障害児福祉計画を策定いたします。

高齢者福祉については、法改正に伴い、4月から新たに実施する介護予防・日常生活支援総合事業により、生活支援コーディネーターの設置や配食サービスの拡充などサービスの充実を図ります。また、深刻な介護の人材不足対策として、引き続き介護職員確保対策事業に取り組みます。

認知症対策については、認知症への理解を深めていただくため認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症の方や家族等への支援を強化するため、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム」を設置いたします。

次に、健康づくりについては、生活習慣病を予防するための特定健診・特定保健指導の受診を習慣化する取り組みを引き続き市民協働で進めます。また、がん検診については、胃の内視鏡検診を新たに導入し、早期発見、早期治療に努めます。健康な心と身体を維持増進するため、地域に根付

いた郡上の食育を食育推進会議を母体とする関係団体や部局を超えたネットワークにより推進いたします。

このほか、自殺予防については、働きざかりや高齢者の自死を防ぐために、地元企業や関係機関等との相互連携を強化し、相談窓口の周知やゲートキーパーの育成を継続して行います。

公立2病院では、医療サービスを安定的に提供するため、計画的な医療機器の整備・更新や医療従事者の確保対策を進めるとともに、民間医療機関との連携により地域医療体制の強化に努めます。また、国保白鳥病院と診療所群からなる県北西部地域医療センターでは、へき地医療広域連携に高山市が新たに加わり、一層の相互支援が図られることにより、広域医療体制の更なる充実を目指します。

なお、公立2病院と市内診療所群においては、電子カルテシステムを活用した診療情報の共有化に継続して取り組むとともに、平成28年度内に策定する新公立病院改革プランや第2期地域医療を守り育てる郡上市ビジョンの実現を目指してまいります。

国民健康保険については、現在、平成30年度からの広域化に向けて県と市町村とにおける具体的な協議を進めております。本市においては、被保険者の減少等により保険税収入は減少傾向にあります。一方、高齢化や医療の高度化により1人当たりの医療費が増加していることから、引き続き一般会計から保険税負担軽減分として3,500万円を繰り入れるとともに、基金からも同額を取り崩し、国保財政の健全化に努めます。

以上、「健康・福祉」の施策に135億5,969万円。内訳は、一般会計34億4,071万円、特別会計98億7,326万円、企業会計2億4,572万円を計上いたしました。

次に、4つ目の柱である「教育・文化・人づくり」について申し上げます。

郡上市の教育は、平成26年度から平成30年度までを実施期間とする郡上市教育振興基本計画に基づく具体的施策によって充実化に努めております。なお、地方教育行政組織法改正に基づき平成27年度に策定をいたしました郡上市教育大綱の理念等を踏まえ、市長部局と教育委員会が一層の連携をして教育の振興を図ってまいりたいと考えております。

まず、学校教育では、生命(いのち)と人権の尊重を基盤として、「確かな学力と豊かな心をもった郡上人を育てる」ことを目標に、引き続きふるさとを愛する心や学びを人生や社会に生かす力や人間性を高めてまいります。また、これまでの事業を再編した夢づくり教育事業、学力向上事業、心の教育推進事業の3本の柱に沿って、学校教育の充実に努めます。特に、平成29年度においては、清流教育を推進するための「清流」をキーワードとした体験学習の推進、ふるさとの産業を知ってもらうための教職員を対象とした市内企業見学や、授業改善のためのICT環境整備にタブレット型端末や大型モニターの導入をいたします。不登校やいじめ対策を充実させるための機動力強化などに市相談員1名を増員するとともに、教職員リーダー研修への派遣などの事業も推進いたします。

就学支援については、経済的理由によって就学が困難な高校生や大学生等のため、引き続き無利子の奨学金貸付及び教育ローン利子補給を実施するとともに、奨学資金償還の一部免除制度の利用を促進し、卒業後における市内へのUターン者の増加につなげてまいります。

社会教育については、地域活動の拠点となる「公民館」において各種行事や講座等を開催し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、公民館活動のPRにも努めます。また、文化活動の充実のため、引き続き短歌や円空など地域文化の継承活動等を展開いたします。なお、これらの各講座、催しなどにおいても、可能な限り、清流教育につながる内容を盛り込めるよう工夫してまいります。

文化施設整備については、昨年9月、建設に着手いたしました（仮称）郡上市歴史資料・文化財収蔵施設に収蔵する資料等の収集や、施設運営に係る準備などを引き続き進め、来春のオープンを目指します。

また、「白山開山1300年」関連事業といたしまして、白山文化博物館においては、白山開山を契機に発展をしてきた「美濃馬場」をテーマとする特別展を開催いたします。同様に、美並ふるさと館においても、関連の特別展示を予定しております。

郡上学講座については、歴史・文化に関する講座を初め、郡上学地域講座や郡上学総合講座とともに、市役所の若手職員が企画・運営を行うふるさと宝さがし講座などを引き続き開催してまいります。

次に、スポーツ振興についてでありますけれども、「1市民1スポーツ」を基本目標に、気軽に取り組み、親しみやすいスポーツ種目の研究や普及を引き続き推進してまいります。なお、スポーツ活動における「白山開山1300年」記念事業といたしまして、長良川清流ツーデーズウォークを開催し、白山信仰を学ぶ歴史探訪の形式を取り入れたウォーキングを2日間にわたり実施いたします。

来年2月には、全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイのスキー競技会が岐阜県内で開催され、郡上市はクロスカントリー競技の会場となります。本大会を成功に導くことはもとより、競技会場となるデイリー郡上・牧歌の里クロスカントリーコースを、県内外のチームの練習会場等としても活用いただけるよう、PRに努めます。

また、スポーツによる地域づくりにおいては、2020年郡上市スポーツ・ツーリズムと位置づけ、2018年韓国平昌冬季オリンピック、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピックなど、全国・世界レベルの大会に向けた合宿の誘致活動を推進いたします。

スポーツ施設の整備では、美並町のまん真ん中広場の人工芝生化及び関連工事を実施いたします。また、郡上八幡総合運動場については、引き続きフェンス、防球ネット等の附帯工事を実施いたします。

さらには、観光振興の分野で申し上げましたが、先ごろ組織委員会の公認キャンプ地に立候補を行いました2019年ラグビーワールドカップキャンプ地の誘致実現等に向け、高鷲町の吠高原スポー

ツ広場にクラブハウスを整備するなどの施策を進めてまいります。

以上、「教育・文化・人づくり」の施策に17億9,958万円。一般会計17億6,640万円、特別会計3,318万円を計上いたしました。

5つ目の柱であります「自治・まちづくり」について申し上げます。

設置後4年目となります地域協議会においては、郡上市住民自治基本条例の具現化と地域の住民自治確立に向け、平成29年度から郡上市地域協議会活動交付金を交付し、7つの地域協議会が行う事業等への財政支援を行います。

市民協働センターの取り組みについては、魅力ある地域づくり推進事業や提案型協働事業の審査や新規事業の掘り起し、活動への助言などを行いながら、地域づくり活動へのかかわりを深め、より一層の市民協働を推進いたします。また、市民協働の啓発や研修の場として、引き続きまちづくりフェスティバルを開催し、市民協働の輪を広げていきます。

次に、男女共同参画の推進については、第2次郡上市男女共同参画プランに基づく施策を進めるとともに、「男女共同参画推進条例」の制定と、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を計画的かつ効果的に進めるための女性活躍推進計画の策定に取り組みます。

交流・移住推進事業については、これまでの取り組みにより着実な成果が上がっていることから、引き続き事業の運営を交流・移住推進協議会へ委託し、情報発信や窓口相談などの事業に取り組みます。

Uターン者の増加や空き家バンクの登録件数の増加を図るため、郡上に帰ろう！応援事業、空き家バンク登録推進事業を引き続き推進いたします。また、平成28年度に取り組んだインストラクター等養成スクール準備事業については、郡上らしい働き方を実践形式で学びながら、新たな雇用を創出するという視点に置きかえた郡上・自然のしごと学校プロジェクト推進事業として展開し、郡上の未来を担う人材を育成・獲得しながら、戦略的に移住・定住の促進につなげるよう取り組みます。さらに、広域連携により多くの交流人口・移住者を呼び込むことを目的とした関・美濃・郡上「長良川の恵みと暮らそう」プロジェクト推進事業を引き続き推進し、積極的な事業展開を図ります。

地域おこし協力隊については、11名の隊員により集落支援、特産品開発、体験型ツーリズムの運営などを行い、より一層の地域振興を図ってまいります。

このほか、地方創生を推進する新たな事業展開といたしまして、首都圏を中心に、郡上の歴史・文化、伝統芸能、自然資産など多様な魅力を発信する、ずっと郡上・もっと郡上 都市農村対流戦略的イノベーションプロジェクト事業——大変長い事業名ではありますが、略して郡上藩江戸蔵屋敷事業を実施いたします。江戸蔵屋敷では、「白山文化と郡上の暮らし」をテーマとした連続講座プログラムを実施し、都市住民と郡上市民とがともに学び、交流し合う取り組みを行うことで、郡

上ファンの増加や移住・定住につながる好循環を生み出すとともに、郡上ブランドの首都圏展開によるビジネスマッチング、販路拡大などを目指します。

国内の都市交流については、友好交流関係にある都市の集客施設等を有効に活用し、郡上市の観光情報等のさら更なる発信に努めるとともに、民間主導による経済交流等のきっかけづくりや、産業・文化・スポーツ等、多方面にわたる友好都市との市民間交流の活性化を支援してまいります。

以上、「自治・まちづくり」の施策に1億7,420万円——一般会計同額でございますが——を計上いたしました。

次に、6つ目の柱であります「地域振興」についてであります。

個性あふれる地域づくりを推進するため、7つの地域がそれぞれの歴史や文化、自然、産業などの地域資源を活用した振興施策を本庁、地域協議会、各種地域づくり団体等との連携を図り、より効果的な取り組みにより進めてまいります。

こうした事業を迅速かつ有効に実施するため、一定の規模までの事業については、引き続き振興事務所長の裁量において推進をいたします。また、魅力ある地域づくり推進事業補助金を交付し、自治会や市民活動団体等が行う地域づくり活動を支援いたします。

最後に、7つ目の柱である「行財政運営」について申し上げます。

今後も、厳しい財政状況が続くものと見込まれるため、計画期間の5年目を迎える第2次行政改革大綱に基づく取り組みを着実に実施し、身の丈に合った行財政の確立を目指します。

特に、平成27年度から取り組んでまいりました公共施設等総合管理計画では、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設の最適な配置を実現するため、施設分類ごとの基本的な取り組み方針を定めることといたしております。

この方針をもとに、平成29年度からの2カ年で、個々の施設の将来的な方向性を示すこととなる（仮称）公共施設再配置計画を策定いたします。持続可能な公共サービスの実現に向け、施設の評価を行って見直しの優先順位を検討するとともに、市民の皆さんとの合意形成を図りながら策定を進めます。

また、斎場については、郡上市火葬場整備基本計画に基づき、南部地域は、平成29年度から八幡斎苑さつきに集約をいたします。そして、北部地域には、拠点施設として平成28年度より旧白鳥斎場の跡地に整備を進めてまいりました最新の火葬炉設備を備え、環境に優しい（仮称）郡上市北部斎場の建設を進め、平成29年度中に供用開始いたします。

歳入面においては、自主財源確保のため、適正かつ公平な市税の課税に心がけるとともに、滞納税額の削減に一層努力をいたします。また、歳出面では、経常的経費の抑制など可能な限りの経費削減にさらに取り組んでまいります。

職員給与費については、定員適正化計画の取り組み等により、全会計で4,968万円、一般会計では4,558万円の減額となりました。職員の給与については、民間給与や国家公務員給与との均衡の原則、職務と責任に応じて支給する職務給の原則を踏まえ、適切に措置するとともに、定年退職者の再任用制度により経験豊かな職員の能力を積極的に活用しつつ、適切な新規採用枠の設定により、職員の年齢構成の計画的な平準化を目指します。

一般会計における公債費では、冒頭の予算の編成の基本方針のところでも申し上げましたが、公債費負担適正化計画に基づくこれまでの地方債の借入額抑制や繰上償還により、元利償還金は45億3,542万円で、平成28年度当初からは2億8,845万円の減となっております。また、平成27年度決算による実質公債費比率は13.6%となり、着実に財政健全化への取り組み効果があらわれているものと考えております。

平成29年度末の一般会計市債残高見込みは346億9,685万円となり、平成28年度末見込みに対して、4億983万円の減額となる見込みであります。

これら、行財政運営の施策に、給与費や公債費は含んでおりませんが、6億7,143万円、一般会計、同額を計上いたしました。

以上、市政運営の基本的な考え方と新年度当初予算案の編成方針並びに諸施策の概要を述べさせていただきます。引き続き財政運営の健全化等に努めながら、市が直面する多くの課題の克服と市民サービスの一層の向上、そして地方創生の推進に向けたこれらの施策を着実に実行してまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様並びに市民の皆様の市政全般に対するご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは、大変長くなって恐縮ですが、最後に、議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提案をいたしました議案は合計68件で、その内容は、専決処分の承認が1件、人事案件が2件、条例の制定または一部改正に関するものが15件、平成28年度補正予算関係が17件、平成29年度当初予算関係が23件、指定管理者の指定に関するものが2件、その他8件であります。

まず初めに、議案第1号は、道路除雪経費の増額について専決処分をいたしました平成28年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号）について、その承認を求めるものであります。

次に、議案第2号は、人権擁護委員候補者2名を推進するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

議案第3号は、郡上市教育委員会委員1名を任命するにつき、議会の同意を求めるものであります。

議案第4号は、郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の育児休業等に関する

る条例の一部改正についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の早出遅出勤務や育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第5号は、郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。市立の病院や診療所に勤務する医師の処遇を改善するため、初任給調整手当を支給する期間を延長する等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第6号は、郡上市自主運行バス設置条例の一部改正についてであります。小駄良線のバスルートを変更することに伴い所要の規定を改めるほか、運転免許証の自主返納者に対する料金の割引規定を加えようとするものであります。

議案第7号は、郡上市鉄道経営対策事業基金条例の一部改正についてであります。本年3月31日をもって満了する同基金の積立期間を、さらに向こう10年間延長をしようとするものであります。

議案第8号は、郡上市個人情報保護条例等の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、引用条文の条ずれを改める等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第9号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。和良町の上沢集会所施設を地元自治会に無償譲渡するため、公の施設としての位置づけを廃止しようとするものであります。

議案第10号は、郡上市空家等対策協議会設置条例の制定についてであります。空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、空家等対策計画の作成や実施等に関する協議を行うため、郡上市空家等対策協議会を設置することにつき、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第11号は、郡上市企業立地促進条例の制定についてであります。企業の立地をさらに促進するため、市内に事業所等を新設、増設又は移設をした一定の要件を満たす事業者を交付対象とする従来の事業所等設置奨励金に加え、新たに企業立地奨励金を設ける等、所要の規定を整備するため、これまでの郡上市工場等設置奨励金交付条例の全部を改めようとするものであります。

議案第12号は、郡上市郡上八幡駅観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。長良川鉄道郡上八幡駅に設置する「郡上八幡駅観光案内所」の適正な管理・運営を行うため、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第13号は、郡上市介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険法の改正により、平成27年度から開始いたしました低所得者の介護保険料の軽減強化について、現行の措置を継続するため、所要の規定を改めようとするものであります。

議案第14号は、郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部改正についてであり

ます。障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、障害児に対する支援事業の実施体制を見直すため、本条例に定める障害児通所支援施設の集約及び名称変更をしようとするものであります。

議案第15号は、郡上市立病院等職員宿舎設置条例の一部改正についてであります。国保和良診療所医師住宅5棟のうち、今後の利用が見込まれない老朽化した1棟を廃止するなど、所要の規定を改めようとするものであります。

議案第16号は、郡上市基金条例の一部改正についてであります。郡上市青少年育英奨学資金貸付基金について、平成28年度から当該奨学金の一部を返還免除とする制度を創設したことに伴い、定額運用の基金から積立基金へと基金の区分等を改めようとするものであります。

議案第17号は、郡上市教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。著しく老朽化し、今後の利用が見込まれない和良教職員住宅2棟などを廃止しようとするものであります。

議案第18号は、郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。施設の適正な管理・運営に資するため、昨年、たかす町民センター内に設置をいたしました「たかす開拓記念館」を本条例に加えようとするものであります。

続きまして、議案第19号から第35号までは、平成28年度郡上市一般会計を初め、全部で17会計における予算の補正をお願いするものであります。この中で、一般会計の補正において、(仮称)郡上市産業振興拠点施設の建設及び道の駅「白鳥」の施設新築に係る経費を計上し、これを平成29年度に繰り越すことといたしておりますが、いずれも国の平成28年度予算における地方創生拠点整備交付金及び農山漁村振興交付金を受け入れるために措置したものであることを申し添えます。なお、詳細なそれぞれの補正案の内容につきましては、追って各部長等から説明を申し上げます。

次に、議案第36号から第58号までは、平成29年度郡上市一般会計を初めとして、郡上市病院事業会計に至るまでの合計23会計における新年度予算であります。冒頭の予算編成方針や分野別の主要施策等の説明で考え方を申し上げましたので、ここではそれぞれの内容は割愛させていただきますが、追って詳細に説明を申し上げ、御審議をお願い申し上げます。

議案第59号及び第60号は、高鷲町の湯の平温泉と、議案第12号で説明をいたしました郡上八幡駅観光案内所における指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号は、過疎地域自立促進計画の変更についてであります。明宝地域における道路舗装改良の追加等及び和良地域における国保和良診療所の医療機器更新内容の変更等並びに事業費の変更につきまして、議会の議決を求めるものであります。

また、議案第62号は、辺地総合整備計画の変更についてであります。郡上中部、郡上西部及び郡上南部の3つの辺地における公共的施設の整備を必要とする事情及び事業費等の変更につきまして、

議会の議決を求めるものであります。

議案第63号から第66号までは、財産の無償譲渡についてであります。土地等の有効活用並びに自治組織の活性化を図るため、地区集会所の用に供する土地・建物又はその他の土地を地元自治組織に無償で譲渡することにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号は、財産の減額貸付についてであります。美並町にあって郡上森林組合が運営する郡上木材センターの用地を、市の林業振興を図るため、時価よりも低い価額で、引き続き郡上森林組合に貸し付けることにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号は、「市道路線の認定」についてであります。美並町内の一般県道白山美濃線におけるバイパス道路の新設に伴い、旧道部分となる払い下げ区間を市道として認定することにつき、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶並びに市政運営の基本的方針と予算編成の方針、議案等の提案説明といたします。平成29年2月27日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分を予定しております。

(午前10時53分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時03分)

◎議案第1号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程4、議案第1号 専決処分した事件の承認について（平成28年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第1号でございます。

専決処分した事件の承認について（平成28年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））でございます。

平成28年度郡上市一般会計補正予算、これは専決第1号を地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年1月31日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、2枚おめくりをいただきまして、よろしく願いいたします。

平成28年度 郡上市一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

平成28年度 郡上市の一般補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,710万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ286億1,294万6,000円とするものでございます。

専決の期日は、平成29年1月31日でございます。

おめくりいただきますと、それぞれ第1表以降、3ページ以降は事項別明細がありますし、4で歳入歳出の明細、科目別に載せておりますが、説明につきましては同時にお配りをしております事業概要説明一覧表をもって説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございますけれども、地方交付税、普通交付税を今回、4,623万7,000円補正するものでございます。

それから、その次が前年度繰越金、1億86万3,000円補正をするものでございます。

繰越金につきましては、これまで留保しておりました全額を確定をさせて、全額をこの中に充てたものでございますし、全体の経費の不足分につきまして交付税、普通交付税からこちらに留保分から充てたものでございます。

歳出のほうにつきましては、道路除雪経費ということで、合わせまして1億4,710万円という金額でございます。

内訳ですけれども、いわゆる除排雪につきましての業務の委託料が1億3,040万円。それから、いわゆる融雪剤等々の消耗品があるわけですが、こちらが340万円。それから負担金、これは一部、例えば隣接して連続している道路は、市道部におきましても県が続いてやっていただくと。また、県道でありましても市道の委託の中で引き続いてやってしまうというふうな、その作業のよりよい現場での連携をしてございますので、この負担金につきましては郡上市が岐阜県土木のほうで市道についてやっていただいたものにつきまして県に負担金をお支払いをするものでございます。

1枚、きょうお配りした資料の後ほどのほうに、2枚目くらいでしたか、除排雪委託費に係る資料というのをお配りをされておりますが、実際のその業務の雪の状況とか、あるいはこれからの見通し等含めましては、建設部長から御説明ありますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） では、お手元のほうに、除排雪委託費に係る資料ということで配付しておりますので、そちらのほうを見ていただきたいと思います。

まず、委託料と県負担金、それから需用費と消耗品のほうですが、計上しておるわけでございますが。委託につきましては、96業者に市道の延長666キロメートルを契約し、委託しております。

それで、動いている機械の台数なわけですが、これは自社のほうの保有されている台数は556台、それから市のほうの機械のほうを業者に委託しておりますが、これ、48台ということで、604台が稼働しておる状況になっております。

そういう委託費の中で、12月につきましては8日、17日と2日間が実績的に降りました。特に白鳥、高鷲の方面というような状況です。それから、1月のほうですが、見込みということで、1月の前半の出動の状況によりまして、補正額の参照としまして1月31日付の専決ということでございますが、ここにおきましては、おおむね、前半を考慮しまして、後半のほうを見込みまして2億6,700万ほどの経費がかかると。あと、2月以降につきましては、このような状況でちょっと推測したような状況でちょっと予算計上しております。それで、トータルとしまして、委託費用としまして1億3,040万ほど。

それから、県負担金のほうでございますが、これは先ほど理事のほうからちょっと説明しましたが、特に県市連携の中で岐阜県が除雪等を実施する郡上市管理道路のほうの関係で9路線のほうを県のほうにやっていただいております。また、郡上市が岐阜県のほうの管理道路をやっている路線については15路線ありますが、これは歩道等が主なものになってきますが、こういうもので県市連携の中で行っているということで、ここで県負担金のほうが発生します。

それから、需用費のほうですが、これにつきましては除雪の融雪剤のほうの関係で塩化ナトリウムとか、塩化カルシウムのほう購入しておりますが、このほうの単価につきましても、県市連携の中で共同のほうの県のほうで入札をしまして、容量、その使う容量は県と市が合わせた容量で入札をされて決めると。安価な金額に今、現在、県市連携のほうがなっておりますが、この部分のほうで340万ほどがちょっと足りない見込みという状況でございます。

何分、1月の前半戦によって計上したような経費でございますので、よろしく申し上げます。トータルとしまして1億4,710万ということですので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田です。

ちょっと伺いますが、今の説明の概要説明一覧の1ページでございます。全体通しましてです。

1億円ちょっとの昨年度の繰越金を使うわけですね。従来、過去においても、この繰越金を除排雪に使うということはあったんでしょうか。こういう金額、かなり大きい繰越金の使途でございますが、いかがですか。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長。

○理事兼総務部長（田中義久君）　さまざまな補正予算の財源として、いわば一般財源として使わせていただける財源の中の一つでございまして、ちょっとどのときにどの繰越金を充てたという具体的な話では、私ちょっと今ここでは即答できませんけれども、この場合でありますと、今回、繰越金につきましては最終的にはこの専決をもちまして全額になります。これまでに繰り越し事業が当然明許費の中で含まれますから、そういうものは事業に充てていくということになりまして、それ以外で使っていける繰越金ということで見ておるわけですが、当初予算には7億円計上をしておりました。

それから、5回目の12月の補正のときに5,433万8,000円と。そして、やはりこうした除雪等の経費ということも見ていくということ踏まえながら、1億余の留保金を持っておったわけですが、今回、この1億86万3,000円の全額をここに充てたということでございます。

これで不足しますので、そのことにつきましては交付税の、これは大体7月ぐらいには交付税というのは算定して固まってはくるわけですが、それを必要に応じた補正予算の財源として使わせていただくということの中で、今回、4,623万7,000円を不足分についてはここから留保額を充当していくと。

そして、最終的には、後ほど出ますけれども、今回の第6回補正におきまして最終的に全額を、残余の全額につきましては1億5,100万余ですが、これを入れ込んでいくと。

これよりの補正予算の必要に応じまして、こうした財源を使わせていただいていると、こういうような事情でございます。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君）　4番　野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君）　引き続きちょっとお尋ねしますが。従来、私の記憶では、除排雪には、この国からの交付金が主に使われておったはずで、そういう記憶はあるんですが、いわば前年度の繰越金がこれほどまでに使われるということは、例えばことしの場合ですと、本格的に除雪が必要であったのは、白鳥の場合ですと1回ぐらい。そんな日数にはならなかったはずですよ。もっと北部のほうの地域ならばその回数も多かったと思いますが。しかし、いわゆる雪の多い年に比べれば本当少なかったはずで。

そういう状況の中で、これだけの持ち出しといいますかね。繰越金を使うということは、もしこれが豪雪時になれば本当に大変な額になるはずですね。そういう意味では、これを除雪費として繰越金を使うのは私は適当ではないのではないかと思いますが、御意見を伺いたいです。

○議長（渡辺友三君）　理事兼総務部長。

○理事兼総務部長（田中義久君）　野田議員のおっしゃられておるのは、一般的に言われている特別交付税という、いわゆる除排雪に要する経費というものをそうした特殊財政事情として出して、そ

してこれよ対して交付税が措置されるんじゃないかと、こういうふうに、そういう意味で言われたのかというふうに受けとめておりますけれども、確かに道路とか、公共施設につきましての除排雪に関する経費というものは、その雪が降った都度、国からお調べをいただいております、通常の交付税の届けとは別に、今回でも非常に細かく1月31日締め、2月8日締め、2月13日締めというふうにしてタイムリーにどれだけの金がかかっているんだということを届けていくというふうな仕組みになってございます。

それで、交付税につきましては、特別交付税が12月、そして3月に交付されるということですので、3月におきまして、このいわゆる除排雪経費につきましての特殊事情というものにつきまして、この中に措置されてくると、そういうふうにしては理解しております。

具体的に幾らですよというふうな明細があるわけではありませんし、総額というものがありますから、その中の勘定にはなりますけれども、そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 今お話ありました除雪の日数の関係でございますが、例年より少ないということをおっしゃいましたが、いや、そうではなく、ことしにつきましては、確かに12月は例年どおり、昨年も一昨年も降らなかったんですが、今、1月の状況では、やはり14日間ぐらい降っておりますし、また2月のほうも降ったということで、やはりこれ、全国的とか、県内も相当降ったということで、実は2月22日に県の道路維持課のほうから国のほうへ要望に行くということで、関係の積雪の多かったところ、関係機関が国のほうへ要望に行っていました。

うちのほうは市の財源というのは市の一財ということになるんですが、今、合併して2回ほど交付金、そういう豪雪のひどい場合には補助金としまして交付金が出ております。そういう関係もありまして、財政支援をお願いするというので、国交省、それから財務局等へ要望を行っておりますので、申し添えておきます。

以上です。

○議長（渡辺友三君） そのほか質疑。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ちょっと予算、金額以外の需用費の関係で、融雪剤の関係のことをちょっと聞きたいんですが。本当にこのことについては業者の人も深夜から、あるいは早朝、あるいは気象条件によってマイナスな気象が出れば、そのことについて出勤するわけですが、一部、やっぱり出勤すればどうでもまいてこんならんなというようなこと、感覚を聞いたんですけれども、道路によっては本当にここにこんだけまいていいのかなというようなことも感じられるところもなきにしもあらずなんです。

確かに交通事故の防止、スリップ事故、大変貢献をしとってもらうんでそれはいいですけども、長良川保全条例にありますように、全てそれが川に溶け込んで流れる。あるいは、先ほど塩カルって言われましたけれども、一部なんか、この質が変わるとるんか知らんが、最近、特に車の腐食がひどいというようなこと、いろんなこと聞いておりますが。

そんな中で、どれだけでも抑制するような形の中の何か対策がとられているのか。何と申しますか、一律に全て散布するんですよという指示があるのかないのか、ちょっとその辺のことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 市道の凍結防止剤の散布の件ですが、その全線をまくんでなくて、例えば八幡地域については大規模の市道並みの林道ありますけれども、特にああいうところは縦断勾配もきついわけで、やはり七、八%ということになりますと、凍結により事故のほうが誘発される懸念もあります。そういうところを重点に市道のほうは散布しております。ただ、全線をまくのではなく、やはり必要最小限にとどめている状況であります。

それから、融雪剤の関係ですが、これ、2種類ありまして、塩化カルと塩化ナトリウムと今2種類あるわけですが、最近やはり塩化ナトリウムのほうが単価のほうが塩化カルの半額ぐらい、トン当たり、ことしの単価にしますと塩カルが大体52.92円、1キロ当たりですね。それから、塩化ナトリウムが29.16円ということで、入札のほうでやっとなるわけですが。

塩カルもまけばそれいいんですが、今、ナトリウムのほうもやっぱり中心的にまくということですが、やはり市道の延長の中では、今、最小限にとどめて、なおかつ、事故防止という観点もやはり懸念されるわけですから、そこは勘案しながら進めております。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。議案第1号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第2号について(提案説明・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程5、議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長(田中義久君) それでは、議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

今般は、この平成29年6月30日をもって任期の満了を迎えられるお2人の委員の方につきまして、その後任といえますか、次の方の人選を今進めておるところでございます。

八幡地域におきましては、森彌太郎さんがこれまで本当に誠心誠意お務めでしたが、御当人は次の機会にはもう辞退したいとはっきり御意向がございました。

それから、大和町におきましては、木島清さんでございますが、こちらは今度が1期目を終わって2期目ということになるわけですが、継続してやっていただけるというふうな内々の御意向を伺っておるところでございます。

等々の事前の打ち合わせをしてきた中で、お一人につきましては、郡上市八幡町初音2685番地1、後藤哲夫さんでございます。生年月日はごらんのとおりです。

お一方が、大和町島5932番地1、木島清さんでございます。こちらは再任、後藤さんは新任でございます。

後藤哲夫さんにつきましては、大学を卒業後、岐阜県下の公立小中学校の教諭として35年間お勤めの方でありまして、早期退職をされて、御実家が本願寺派のお寺でございます。そうしたことに非常に熱心にお取り組みの毎日でございます。また、今年度、平成28年度につきましては八幡地域におきまして川合北部の自治会長も御活動していただいております。

郡上市の「傾聴の会」の会員として高齢者の方を対象に訪問傾聴されたり、あるいは人権に対する理解を深めて、その擁護のために尽力をしたいというふうな抱負を届けていただいております。

お一方の木島清さんですが、既に1期お務めございまして、大変精力的な御活動をしていただ

いております。こちらでも大学を御卒業後に県下の小中学校をお勤めで、先生として。それから、美濃教育事務所等々にもお勤めでございまして、最後は郡上市立白鳥中学校を平成24年3月31日をもって退職と、こういう方でございます。

24年以降は、郡上市自治会連合会の監事、大和の支部長。それから、25年におきましては社会教育委員、郡上市。それから、26年から人権擁護委員をやっていただいております、現在に続いておるところでございます。

特に児童生徒に関する人権課題、いじめ、虐待に関する課題、それから新しくはインターネット等を使った人権課題、そういうことについて熱心に取り組んでいきたいと、こういうふうな抱負が届けられているところでございます。

2名の方につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。議案第2号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第3号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程6、議案第3号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 議案第3号 郡上市教育委員会委員の任命同意について。

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

任命を求める方の住所でございますけど、八幡町島谷1299番地、氏名につきましては杉本尚之さんでございます。生年月日につきましては、ここに記載されているとおりでございます。

教育委員につきましては5名ございますけど、今回、そのうちの杉本尚之さんが5月13日をもって任期が満了しましたので、その任期満了に伴う新たな任命でございます、杉本さんの継続任命ということになっております。

それから、任期につきましては29年5月14日から33年5月13日までの4年間ということでございます。

それから、杉本さんにつきましては、現在、郡上市自然環境保護審査委員などを務めておられまして、非常に誠実で、真摯な方でございます、今までの教育委員につきましても非常に積極的に発言を取り組んでいただくなど、教育委員としては非常に適任であるということをもちまして、今回、再任をお願いするものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。議案第3号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号について原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第4号から議案第18号までについて（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程7、議案第4号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上

市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程21、議案第18号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの15議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、私のほうからは、議案4号から議案第7号までを提案説明させていただきたいと思います。

議案第4号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと本文がございまして、その後新旧対照表がございまして、新旧対照表と、それから添付しております資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

提案理由の概要については、今申し上げたとおりでございます。

2のところ、まず改正内容でございますけど、ここのところの第1条 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の1点目でございますけど、今回の改正の内容のことでございまして。まず、介護、育児する職員に対しての早出遅出勤務及び深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子どもの範囲を拡大するという今度の改正は伴いましたので、それに合わせて改正するものでございます。

この下のところに改正前とありまして、子の範囲が書いてございまして、まず改正前は、子といえますと実施及び養子というところでございますけど、今回、改正によりまして横の表にございます2以降でございますけど、特別養子縁組の監護期間中の子ども、それから③としまして養子縁組里親に委託されている子、それから④としまして上記に準ずる者として規則で定める子というのは確定、拡大されたというものでございます。

それによりまして、新旧対照表の8条の3のところのアンダーラインのところでございますけど、これにつきましては育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務のところの対象となる子どもはどのようなものかというものをここでうたっておるわけでございますけど、アンダーラインのところには今ほど申しました養子縁組の監護期間中の子、それから養子縁組里親に委託されている子、それから上記に準ずる者として定める者ということで、こういった文言が新たに追加、拡大する要綱を定め

ておるものでございます。

新旧対照表の2ページでございますけど、の2項のところでございますけど、1項につきましては、育児に関する子の範囲の拡大ということでは定めておりましたけど、2項につきましては、これは介護者に関する早出遅出出勤の申し出に関する対象のところでございますけど、ここにつきましても言いかえ規定といいますか、文言の言いかえ規定になっておりまして、ここにつきましては、まず要介護者というところを規定しておりますので、まずその言いかえ、文言の修正がございまして、その下のところにつきましては、先ほど言いました子の範囲については介護を要する介護養護者である職員というふうに言いかえをして、読みかえをして行うというものがここに定めております。したがって、子のところの対象となる子どもにつきましては、そのところについては要介護者というふうに読みかえる規定をここに書いておるというところでございます。

それから、3ページ目のところございまして、8条の4というところは、これにつきましては、8条の4項につきましては、育児者、介護者というのは深夜勤務あるいは時間外勤務の制限があると、そういう規定がございますけど、8条の4の1項から3項までにつきましては育児に関する深夜勤務の要綱を定めておりますけど、この4項につきましては、そのところの要介護者の介護者に関する深夜勤務、時間外勤務の規制をしております、このところにつきましても、育児における対象となる子どもところの読みかえのところがこのアンダーラインのところでございますけど、前1項から3項までであるここに書いてある文言につきましては、「当該要介護者」を「介護する者」というふうに読みかえるということも書いてございますし、「深夜における」という言葉につきましては「深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）」というところに読みかえがございまして。

また、2項中の「当該請求をした職員の業務を処理するために措置を講ずること著しく困難である」というところについては、「公務の運営に支障がある」というふうに、介護に関するところについてはこういった読みかえで準用するということが書いてございます。

それから、4ページ目の11条でございます。ここにつきましては、介護時間というのが新たに追加されておりますので、介護休暇及び介護時間というところが書かれてございます。

介護時間につきましては、資料の2の②のところでございますけど、今回、職員の介護の休暇に介護時間を加えるということで、最長3年、1日2時間まで介護のため勤務しないことができる仕組みを設けるということで、介護時間という新たに仕組みを設けたことによる追加規定でございます。

12条につきましては「一の年」というのは、表記の訂正でございます。

それから、5ページの15条につきましても「一の年」というのが表記の訂正ということになっております。

それから、16条につきましては、これは介護休暇のところでございますけど、介護休暇につきま

しては、資料の③のところをちょっと見ていただきますと、介護休暇についても拡充がなされております。

改正前につきましては、職員が要介護者を介護するため、要介護者1人につき、今までは1回限り、連続6カ月の期間内で介護休暇を取得することが可能ということになっておりましたが、今回の改正に基づきまして、職員が要介護者を介護するため、要介護者1人につき、3回を上限として、合計6カ月の範囲内で介護休暇を分割取得することができるということに変わっております。

前は1回だけで6カ月ということでしたが、期間内ということでしたが、今回は3回に分割して6カ月の範囲まで拡大することができるというふうな拡充でございます。

そのところにつきましては、この新旧対照表の16条を見ていただきますと、要介護者のところにつきましては、要介護者というところを前項で規定しておりますので、文言をこういうふうに変えております。

それから、その下のラインでございますけど、ここにつきましては、今ほど申しましたように、介護休暇について「3回を超えず、6月の範囲内で指定する期間」ということに改正をなっております。

それから、次の6ページの2項でございますけど、ここにつきましては、今のところが「指定期間」というふうに指定されておりますので、文言を「指定期間」というふうにさせていただいております。

その次は介護時間ということで、新たに介護時間が設けられたということで、16条の2項については3年間において介護時間をとることができるということになっていきますし、2項においては1日2時間を超えない範囲ということが書かれておりますし、参考においては、そのところについての給与を減額するというようなところが書かれております。

それから、17条の2項につきましても、「介護時間」というところが追加をされておるところでございます。

それから、9ページの2条関係でございます。

これにつきましては、育児休業に関する条例の一部改正ということで、育児休業につきましてもこの範囲が拡大されたということが今回の改正でございます。資料の(2)のところの下段見ていただきますと、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するということで、改正前は子が実子及び養子ということでしたが、改正後は、先ほど言いましたように養子縁組の監護期間中の子、それから養子縁組里親に委託されている子、それから④としましては実親等の同意が得られないため養子縁組ができない養育里親である職員に委託されている子というふうに範囲が拡充されて伴うもののこの規定ということでございまして、このところの第2条につきましては、今ほど申しましたようなところの改正後の子の拡充がなされております。これは新たに追加でございます。

2条の3につきましては、これはただいまのことが要綱が設置されたことによる条ずれを直すものということでございます。

それから、10ページ目でございますけど、育児休業の承認に対する件でございますけど、この1項でございますけど、これは育児休業をとっている職員が新たに子どもさんができたということで産前や出産休暇をとると育児休暇というのは消滅することになるんですけど、その後、新たに特殊な事情ということで、さらに育児休暇がまた承認できるような特別な事情をあらわしたものでございますけど、ここのところにつきましては、改正前は1項で1つでございましたけど、今回は1項として、まず育児休業をとっている子が妊娠等により新たに産前の休暇をとった、あるいは出産休暇をとったときの事例として、1つに分けて書かれておまして、そのどういう場合があるかということを下のアとイということで、死亡した場合、それから養子縁組等により職員と別居することとなった場合ということで、その理由となった妊娠された子が亡くなったとか、あるいは養子縁組等によって子となった子が別居するというふうになった場合については、新たにまた特別な事情ということとして育児休暇を認めるということを書いておりますし、2項につきましては、本人が妊娠であるとか、出産のため以外でそういった子どもの対象となった子によって特殊な事情ができた場合のところの、この特殊事情を定めておるというところで、前項は1項に1つで書かれておりましたのが、今回、1項、2項というふうに分けて書かれておりますし、その内容につきましても産前の休暇の場合と、それ以外で対象となった子ということで2種類のほうに分けてなっているということで、1項、2項というふうに分かれております。

3項以降につきましては、1項、項が追加となったことによる項ずれを修正するもので、6項まで行っておるところでございます。

それから、11条でございますけど、ここにつきましては育児短時間勤務の日から起算して1年を経過しない場合に短時間勤務をできる特殊な場合ということが書かれまして、ここにつきましては先ほどは育児休業のことを言っておりますけど、今度は時間短時間休暇のことを言っております、これは小学校に上がるまでについて、1日2時間に当たって短時間勤務休暇というものがとれるということを定めておるものでございますけど、これにつきましても、先ほど言いましたように、新たに妊娠してお子さんが出てきたことによって短時間勤務という承認がなくなって、新たな次の休暇制度に入った子がまた新たに短時間休暇を取得できるための特別な事情ということで、先ほど育児休業と同じように、その対象となった子が亡くなったこと、あるいは養子縁組により別居したと、そういったようなところで、介護休暇と同じように1項と2項というふうに分けて書いておるものということでございます。

ここについても、1項が追加となっておりますので、3項以降については項ずれを修正するというものでございます。

それから、13ページの19条でございますけど、部分休業の承認ということでございまして、ここににつきましては、今ほどの改正によりまして育児部分休業というのは、1日2時間とることができます。そのほか、今回、新たに介護時間というものが新たにとれるということに追加になりましたので、育児部分休と介護時間を合わせると4時間になるわけでございますけど、そのこのところについて、ここは介護時間、それから育児時間を合わせても2時間までしかとれないということを定めるための規定でございまして、部分休を承認しようとする対象者につきましては、その2時間から介護時間をとって承認されておる時間を引いたものを育児部分休として認めるということをお定めしております。育児部分休、それから介護時間、合わせて1日最高でも2時間までの取得が可能であるということをお定めた規定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

少しややこしかったですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、この規定につきましては、この施行期日につきましては平成29年4月1日から施行しますし、経過措置についての規定も設けておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第5号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、市立病院、診療所に勤務する医師の処遇を改善するため、この条例をお定めしようとするものでございます。

1枚おめぐりいただきまして、本文がございまして、その後に新旧対照表がございまして、また、新旧対照表とお手元に配付してあります資料に基づいて説明をさせていただきますと思います。

改正内容のところでございますけど、これにつきましては、1点目でございますけど、医師に対して初任給調整手当の支給期間について、本市の医師として引き続き勤務する間支給するよう規定をお定めということになっておまして、前はこの部分について、「採用の日から35年以内」ということになっておりましたけど、「引き続き勤務する間」ということに規定をお変えさせていただきます。

下に具体的な内容についてでございますけど、現行という表がありまして、このこのところに1項職員、1種職員、2種職員、2項職員というふうでございますけど、1種といひますのは僻地に勤務している医師、それから2種は僻地以外に勤務しとる職員。2項については、医系技官と言われている職でございますけど、こういった職員について、現在は一番下の行を見てくださいと、34年以上35年未満のところについて5万6,600円、5万3,800円、1万7,200円とそれぞれなっております。35年を過ぎますとこの額がなくなると。もう調整、支給しないということになっておますけど、今回改正につきましては、30年以上という勤務された方につきましては、それぞれ17万

9,500円、15万9,100円、2万300円ということで、下限を設けまして、この額を初任給調整手当として支払うということを定めておるものでございます。

これにつきましては、この新旧対照表を見ていただきますと、1ページにあります13条の3項のところにこの部分についての規定が書かれておるものでございます。

それから、2点目としまして、医師の宿日直手当の上限ということで、上限額を3万円に引き上げるということで、現行2万円でございますけど、ここのところにつきまして3万円に引き上げるというものでございまして、新旧対照表の2ページのところにつきましては「2万円」を「3万円」、それから「3万円」を「4万5千円」と。この「3万円」から「4万5千円」につきましては、土曜日の半日勤務されて、それ以降引き続き宿直に勤務された場合の規定のことを言っておりますけど、それぞれ引き上げるというところの改正でございます。

それから、(2)でございますけど、2条で特殊勤務手当に関する条例ということで、内容につきましては、郡上市民病院及び県北西部地域医療センター国保白鳥病院に勤務する医師について、日額2,000円の特殊勤務手当を追加するというところでございまして、別表のところを見ていきまして、病院医師手当としまして日額2,000円を支給するという旨が新たに追加されておるものでございます。

なお、この施行につきましては、附則としまして29年4月1日に施行するということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第6号でございます。郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、小駄良線のルート変更に伴う所要の規定整備及び運転免許証の自主返納者に対する優遇措置を整備するために、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして本文がございまして、次のところで新旧対照表がございまして、また新旧対照表とあわせて資料をお配りしておりますので、資料に基づいて説明をさせていただきますと思います。

まず、ルート変更でございますけど、下の四角の中の図を見ていただきたいと思いますが、真ん中に実線がございまして、城下町プラザというところを書いてありますけど、現在はここから新橋、八幡病院前を通りまして、郡上高校前へ行くルートを通っておるものでございます。

今回、車両を更新しまして、小駄良線の車両が70センチ程度長くなりまして、現在のルート、新橋、八幡病院前、そういうところが非常に狭い道ということで、さらに車両の長くなったということで非常に安全運転についての確保についてが非常に難しいというふうになった点が1点ござい

すので、城下町プラザからまた引き返しまして郡上高校へ向かうというルートにさせていただきたいということでございます。

もう1点の理由としましては、八幡市街地の交通渋滞対策ということで、大型車両につきましての規制を八幡市街地については行っておりまして、マスタープラン等にもそういったことが加わりまして、そういった観点からも大型なバスについては城山通りを通過して、郡上高校前というところで折り返しをしていきたいというところでございます。

このところにつきまして、この新旧対照表を見ていただきますと、小駄良線のところの運行距離がこれに伴いまして12.4キロというところで多少長くなっているというところが今回の改正の1点目でございます。

それから、2点目でございますけど、運転免許証自主返納者への優遇措置、自主運行バスの割引についてということで、これにつきましては高齢者の事故防止ということで、自主返納者につきましては2年に限り、市内の全ての自主運行バスについて50%の割引を実施したいというものを掲げておるものでございます。

この制度につきましては、公安委員会が発行します運転経歴証明書の提示していただけることによって運転割引ができるということを考えておるところでございます。

3ページのところで、料金表としまして表示のところ新しいところは、この表の右のところの一番上段を見ていただきますと、博覧館前、それから新中坪住宅前というところに戻っていくルートのことが記載されておるところでございます。

なお、このルート変更によりまして、川合地区から八幡病院に通院されている方が、1名の方は確認されておりまして、この件につきましては、川合北部、それから川合南部の自治会長さんに直接説明を、ルート変更するということを説明させていただいて、自治会のほうからも御理解をいただいております。

また、この1名の方につきましても、運行事業者のほうから、今回、今言ったような理由でルート変更になるというところで、城下町プラザから八幡病院までは多少歩いていただくことになるということ、それからまめバスですね。ちょっと待っていただいて、まめバスで乗り継ぎをしていただくというようなことを説明をさせていただいております、そのところについてもこの御本人さんから了解したというところで説明を受けておるものでございます。

ただ、ちょっとまめバスの乗り継ぎが朝の一番の時間ですと25分ぐらい待ちがあるということ、多少御迷惑をおかけしておりますけど、今言った事情を勘案しましての今回のルート変更ということでお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（渡辺友三君） 部長、途中ですけど、ここで切ります。

説明の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

(午前 11時59分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0時58分)

○議長（渡辺友三君） それでは、引き続き説明を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、議案第7号をお願いします。郡上市鉄道経営対策事業基金条例の一部を改正する条例について。

郡上市鉄道経営対策事業基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、基金の積立期間の見直しを図るため、この条例を定めようとするものでございます。

1 ページめくっていただきますと、本文がございます。その次のページに新旧対照表がございます。

今回の変更につきましては、2条の2項でございますけど、従前の拠出金の積立期間は平成29年3月31日までとするというのを、今回、新たに平成39年3月31日までと10年間延長するということの改正でございます。

お手元に資料がございますけど、拠出金の基金といいますのは第2基金でございます、6億円の基金額ということで、県と沿線市町から拠出していただいた基金の10年間として積み立てておる期間でございましたけど、今回、10年が過ぎますので新たにさらに10年間を積立期間を延長するという改正でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、これにつきましては、公布の日から施行ということになっております。

それから、済みません。先ほど4号議案の説明の折、1点、ちょっと間違った説明をしておりましたので、その訂正をお願いしたいと思います。

新旧対照表の11ページでございます。

一番下段の(1)のところに短時間勤務の承認というところがございまして、この短時間勤務のところを説明するにおきまして、私、育児部分休、それから保育休というのがございまして、そっちのほうのところと、保育時間ですね、そういうことをちょっと勘違いしておりまして、それぞれ説明しましたけど、育児短時間勤務といいますのは、職員の小学校の就学の始期に達するまでの子を養育するために、常勤職員のまま、幾つかある勤務形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度ということの許可を認めるところでございます。

その勤務形態といいますのは、概要としましては、1週間当たりの勤務時間が19時間25分、それから19時間35分、23時間15分、それから24時間35分、こういった1週間の間に勤務時間の4種類の勤務時間がございますけど、その中から1形態を選んで勤務することができるということに対する勤務時間を育児短時間勤務時間ということになっておりまして、こういった制度でございますので、訂正をして説明させていただきたいと思っております。

以上でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（渡辺友三君） 続いて、理事兼総務部長。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第8号 郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてからお願いをいたします。

こちらにつきまして、お手元に、先ほど、けさの冒頭の施政方針の資料の後の資料の中に、議案第8号関係ということでお配りをさせていただいておりますので、こちらをごらんいただきたいと思っております。

それでは、まず最初、表紙のところですけれども、郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について。

郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきまして、今回の改正条例の条例案の本体があるわけですけれども、構成としては、第1条、第2条、第3条とこの3つでありまして、さきの表紙のところで言いました法律ですね。いわゆるマイナンバー法、この一部改正に基づいて、今回の改正条例において、以下、この3条の内容、3つの改正を行うものでございます。

それでは、先ほど申し上げました資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

この通称マイナンバー法ですね。括弧書きで、ここでは以下「番号法」と言っておりますけれども、この一部改正に伴って3つの条例について一部改正を行うというものでございます。

それでは、初めに、四角に囲んでありますところの上の3行ですが、番号法の今回の改正概要であります。本条例の改正に係る部分のみですけれども。

地方公共団体が、条例で定めた個人番号を利用する事務（独自利用事務）と言われております。これにつきまして、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携が可能とされたものでございます。

この絵にありますように、従来はこの上の段です。法定事務につきまして、A地方公共団体が情報照会をする。このネットワークシステムを使ってB公共団体から情報提供を受けると、こうした

ことでありましたけれども、今回の法改正によりまして、下の段、網がかけてあるわけですが、（独自利用事務）ですね。こういうものも新たに追加をして、ネットワークを使って情報の照会、情報の提供ができる。いわばマイナンバーを使った事務をこれから広めていくというふうな環境整備をするものでございます。

それで戻っていただきまして、上からの①②③ですが、1つは、郡上市個人情報保護条例の一部改正、これが第1条です。②郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正、これが今回の改正の第2条。それから、③が郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正ということで、これが今回の第3条にあります部分でございます。

それで、一番1ページの下を見ていただきますと、今回変わったことで、本番号法におきましての改正の中に、本条例の改正に関係するということにおきましては2つありまして、まずここで、特定個人情報の提供制限について例外事項を追加すると。要するに、独自利用事務も使えますよということにおいて、第19条に第8号を追加するというものでありまして、以下、1号ずつ繰り下げていく。号の繰り下げがあったということです。それから、情報提供ネットワークシステムの使用に関する規定について準用規定を追加するというので、これは第26条というものを追加されますので、以下1条ずつの繰り下げと、こういうふうな条例の、本法令の改正があったということがあります。

こうしたものを受けまして、第1条関係では、番号法の改正によりまして第26条の追加によりまして条ずれの解消をするということで、条を号を変えるということですね。これが先ほどの条ずれ改正の添付をしております新旧対照表をごらんをいただきますと、その1ページ、第1条関係におきまして、第25条のところの2項と3項のところの番号法28条……。済みません。ここではありませんでした。済みません。

まずここだけちょっと説明しますので。済みません。恐れ入ります。

条ずれと、①、第2のこれが号ずれの解消。先ほど言いましたことですが。

3つ目が郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正ということで、この③だけにつきましては、実はこの四角に囲んでありますように、前回改正があったときに、前回改正をして、そして来る平成29年5月30日になったら、この総務大臣と情報照会者または情報提供者をここに追加するというふうにされていたことございまして、現時点におきましてはまだ5月になっていないために、ここにはそのように書き入れてないところでございます。それが、本来でしたら5月30日になるとこういうふうになるものを、実際、施行前におきまして一部改正をもう一度変えるということで、「条例事務関係情報照会者」または「条例事務関係情報提供者」を加えると、こんなふうな形で今回改正をするということで、ちょっと③につきましては複雑な面があるわけでございますけれども、よろしく願いいたします。

それで、再度、新旧対照表に戻りますけれども、第25条のところですけど、先ほど申し上げましたように、26条以降が1条ずつの条ずれがございますので、ここでは番号法の第28条が第29条になりますということで、その下の第3項の3号におきましても同じ条ずれを解消するものでございます。

めくっていただきまして、3ページですね。第2条のところ、こちらにつきましては号ずれのところを解消するというので、第5条におきまして9号を第10号にするということでもあります。

済みません。その上の第1条のところにも第19条の第9号を第19条の第10号というふうに、これも号ずれの解消というふうな今回の条例の改正でございます。

それで、先ほど申し上げました一部改正の一部改正ということで、新旧対照表の4ページのほうですけども、こちらにつきまして、先ほど申し上げたような形でここにそれぞれ今回の改正文について加えるということになっておりますので、その加える内容につきましては、いわゆる独自利用事務につきまして、そのことを措置できる人間ということで、「条例事務関係情報紹介者」または「条例関係情報提供者」と、こういうものを入れるというふうな形での今回の改正を盛り込んでいるわけでもあります。

あと、もう1枚めくっていただいたところに、実は新たな1ページでつけておりますのが、これは同じ第3条の説明の参考資料ということで、先ほどの4ページ、5ページが改め文といたしますか、そういう形での新旧対照表をつけておるわけですけども、それがいわゆる5月30日の施行日になって、それが改まった後の結果においてどう変わるかというところを添付しておりますので、このさらにつけている第3条の2枚目の新旧は余り参考にされないで、今回、参考資料としてつけさせていただいたというふうにお受けとめをいただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

それでは、続きまして議案第9号のほうに移らせていただきます。

済みません。今のところの附則のところをちょっとつけておかなくてはいけませんでしたが。

条例のつけた本体の2枚目のところに附則がございまして、こちらは先ほど申し上げた最初のところにつきましては、施行の日から施行するということですけども、ただし、第3条の規定につきましては、公布の日からということで、こちらが第5条に掲げる規定の施行の日からというのは、先ほど言いました平成29年の5月30日という日にちがあるわけでございますので、この部分につきましては、施行日が2段になっているということで、ただし書きがついておるという点をよろしく願いいたします。済みません。

それでは、議案第9号のほうに移らせていただきます。こちら、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとす

る。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。地区集会所の一部施設について、公の施設としての位置付けを廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、今回の改正するところが出ておりますけれども、この別表第1中、上沢集会所を今回、ここから、いわゆる公の施設からその機能を廃止するというものでございます。

ちょっとこうした書き方をしましたのは、下の下沢いきがい施設というのが一番右のところ为上と同じ「ㄥ」という形になっていきますので、この部分に文字を入れなくてはいけないということで、「地域住民の生活改善の向上を図る施設」と、こういうことで入れてございます。

耐用年数が26年を経てきておりまして、いわゆる補助事業等における縛りもなくなったということで、上沢集会所につきましては、集会所を地元自治会に譲渡しようとするものでございまして、追って議案第66号で譲渡の議案を上程をさせていただいております。

なお、この議案第9号につきましては、一部文字に誤りがございまして、下から、附則のところの上のところの「第2上沢集会所」というところのこの1字なんですけれども、本日、大変お手数ですけれども差しかえということで、第9号の正しい条例（案）というものをきょう提出させていただいておりますので、差しかえ方をよろしく願いいたします。

新旧対照表はごらんいただきますと、第2条関係で別表第1というところで上沢の集会所を、これ外すものでございます。

1枚おめくりいただきますと、第4条関係で別表第2、ここで「上沢集会所」を外すものでございます。2カ所あるわけでありまして。

附則。この条例は、公布の日から施行するということで、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第10号 郡上市空家等対策協議会設置条例の制定について。

郡上市空家等対策協議会設置条例を次のとおり定めるものとする。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。空家等対策協議会を設置するため、この条例を定めようとするものでございます。

こちら、実は先ほどの資料の2枚目のところに、議第10条関係ということで資料をきょう提出させていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

こちらにつきましては、資料は、いわゆる空家等対策の推進に関する特別措置法ですけれども、この関係文につきましては抜粋をさせていただいております。

既に市長からのお話にも冒頭ございましたけれども、この取り組みにつきましては議会の特別委員会も設置されて進んでおるわけですけれども、市におきましても計画素案につきましてはこれまで庁内の検討会議でまとめてまいりましたので、これを正式に特措法に基づく協議会を設置しまして、そして計画、いわゆるこの対策計画につきましても協議会を通じて御審議、御協議を通じましてこ

れを策定をしていきたいということでございます。

資料の第7条のところに協議会というのがありますが、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会ということでございます。

メンバーにつきましては、市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者ということで、市町村長が必要と認める者をもって構成すると、こういうふうになってございます。

したがって、郡上市の条例におきましても、こうした法の趣旨に基づいてそれぞれの条例をつくってきてございます。

所掌事務につきましては、法律と同じでございまして、この計画の作成及び変更並びに実施ということでありまして、それから組織につきましては市長及び委員15人以内ということで、同じようにここに掲げているわけでありまして、

任期は2年ということでありまして、附則では、平成29年4月1日からこれを施行していきたいということでございますし、また附則の第2項目におきましては、郡上市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例にこの空家等対策協議会委員の日額の費用弁償等につきましての追加をしていきたいというふうに考えております。

それで、一応、先ほどの資料の裏面に、その協議会の構成員案としてここに、現在の案ですけれども、先ほどは職名が書いてありましたが、具体的にこうした方をお願いをしていきたいということで掲げておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、議案第10号につきまして、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 失礼いたします。議案第11号でございます。郡上市企業立地促進条例の選定について。

郡上市企業立地促進条例を次のとおり定めるものとする。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。市内への企業立地を促進するため、この条例を定めようとするということでございます。

条例につきましては、きょう配って大変恐縮だったんですけども、1枚のペーパーを皆さんにお配りしております。条例の議案番号なくて大変恐縮なんですけども、郡上市企業立地促進条例についてという工場のイラストが入ったもの、1枚紙がございます。これでまず御説明を申し上げます。お願いします。

まず、この条例は旧の郡上市工場等設置奨励金交付条例というものを全面的に改正する、そういったものでございまして、それに加えてもう1つを加えるというものでございます。

制度内容としましては、下記の要件を満たした企業に対して事業所等の設置に係る奨励金を交付します。この奨励金は企業立地奨励金、この部分を追加するということでございまして、事業所等設置奨励金の二本立てとします。②番のほうが従来の郡上市工場等設置奨励金の部分となります。

続きまして、交付対象ですけれども、ここにありますが幾つかございまして、製造業からその他というところまでございまして、これにつきましては、細かくは設置規則のほうで規定しておりますので、ここには記載をしてございませぬけれども、今回の改正で新しく追加した業種としまして情報サービス業、インターネット付随サービス業、また道路貨物運送業、倉庫業、学術、開発研究機関、こういったものをつけ加えてございまして。

要件としましては、大きく分けまして、まず市内に新しく事業所等を「新設」した場合、この場合の投下固定資産額が5,000万円以上とあります。この投下固定資産額というのは条例のほうに規定ございまして、土地ですとか、あるいは建物、そういったものの経費の合計でございまして。その合計が5,000万円以上というものと、新たに常時雇用する従業員数が5人以上とありますけれども、これにつきましては緩和措置で、来年の3月31日までは3人でよろしいというふうにしてございまして。

向かって右側の市内に事業所等を「増設又は移設」した場合、もう既に事業所があつて、建て増しをした、あるいは場所を変えた、そういった場合には、先ほどの投下固定資産額が3,000万円以上、そして新たに常時雇用する従業員数が3人以上とございまして、この3人につきましても来年の3月まで1人というふうに緩和措置を実施してございまして。

こういった要件のものを満たしますと、下のほうの奨励金内容と書いてありますけれども、いわゆるこれが向かって右側の②番のところの要件がふえてございまして。上の要件を満たしたものは、②番の事業所等設置奨励金というのを交付しております。現在もう既にやっておりますけれども、これにつきましては、土地、建物及び償却資産に対して課税される各年度の固定資産税相当額を3年間にわたって税金いただいたものをその相当額を返す。お返しというよりは、いわゆる交付するということでございまして、これは3年間に限って交付をしております。限度額については、こちらは設けてございませぬ。

そういったものをこれまでやってまいりましたが、それに加えまして、来年度から左側の追加というボタンがついたものですが、企業立地奨励金というもの。この内容は、操業開始後初めて課税される年度の土地に係る固定資産税評価額の100分の20以内の額という条件で、交付期間としましては課税される初年度（1回のみ）と。10年に一度の交付というふうにしてございまして。その限度額は3,000万円というのが、今回新しく追加したものの要旨でございまして。

こういった資料を使ってまず御説明を申し上げて、条例のほうに移ってまいります。

要点のみ御説明します。

郡上市企業立地促進条例、郡上市工場等設置奨励金交付条例の全部を改正する。

目的。第1条 この条例は、企業の立地を促進するために、市内に事業所を新設、増設又は移設する者に対して、予算の範囲内で必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興と雇用の機会の増大を図り、もって経済の活性化と市民生活の安定に寄与することを目的とするでございます。

続きまして、定義。第2条の(5)をごらいただきます。先ほど申し上げましたが、投下固定資産と申しますのは、操業開始に伴う事業所等の設置のために新たに取得した土地、建物及び償却資産をいうものとし、その総額は、取得価格の合計額とするでございます。

次のページに移りますけれども、奨励措置。第3条 市長は、事業者に対し奨励措置として、次に掲げる奨励金を交付することができる。(1)企業立地奨励金、(2)事業所等設置奨励金でございます。

2番、前項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる事業者について、企業立地奨励金を交付しないということで、(1)企業立地奨励金を受け、以後10年を経過しない者。10年に1回の交付ですということです。

また、市が造成し、又は分譲する一団の土地に事業所等を新設、増設又は移設する者。ここについては、交付しない。いわゆる、市が造成します工業団地、そこに入ってくるものについては交付しないというふうに定めてございます。

3番ですけれども、第1項第2号に規定する事業所等設置奨励金は、操業開始後初めて固定資産税が課税される年度から3年間交付するというものでございます。

続きまして、奨励措置基準ですが。第4条 前条に規定する奨励措置を受けることのできる事業者の基準は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 新設の場合、操業開始日における投下固定資産額が5,000万円以上で、かつ、新たに常時雇用する従業員が5人以上。同じように、(2)につきましては、先ほど申し上げました、額の合計が3,000万円以上で、かつ、新たに従業員数が3人以上。これはそれぞれ3人と1人に特例で認めているというところでございます。

これも先ほど御説明しましたが、第5条、奨励金の額につきましては、企業立地奨励金の額は、固定資産税評価額の100分の20以内の額で、ただし、3,000万円を限度とすると。また、事業所等設置奨励金の額は、投下固定資産に対して課税される各年度の固定資産税相当額以内の額とするというところでございます。

こういった条例内容でございまして、最後の附則に飛びますけれども、最後のページ、附則でございます。

1 この条例は、平成29年4月1日から施行するというところでございます。

また、経過措置としまして、2 改正後の郡上市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定を受ける事業者について適用し、同日前に指定を受けた事業者については、なお従前の例によるでございます。

最後の交付対象者の特例につきましては、御説明申し上げたとおり、来年3月31日まで、5人を3人、そして3人を1人と読み替えるというものでございます。

以上であります。

続きまして、議案第12号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について。

郡上市郡上八幡駅観光案内所の設置及び管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。長良川鉄道郡上八幡駅に観光案内所を設置するため、この条例を定めようとする。

めくっていただきまして、1ページでございます。郡上市郡上八幡駅観光案内所の設置及び管理に関する条例。これは、ほかの公の施設の設置管理条例にのっとりまして、駅についてもこういう条例を制定するというものでございます。

要点のみ御説明申し上げます。

設置でありますけれども、設置。第1条 産業振興等を図ることを目的として、郡上市郡上八幡駅観光案内所（以下「案内所」という。）を設置する。

施設。第3条 案内所には、次の施設を置く。(1)案内事務室、(2)飲食・物販コーナー、(3)厨房、(4)赤ちゃんの駅、(5)オープンテラス、(6)バス乗降場連絡通路、(7)バス乗降場、(8)バスロータリー、(9)バス待機所、(10)駅舎南側広場、(11)駐車場、(12)公衆便所、(13)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設。

施設の使用。第4条 案内所の施設は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業に使用する。(1)観光案内に関する事。 (2)飲食コーナーの運営に関する事。(3)物産見本市に関する事。(4)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務。

開館期間。2ページでございますけれども、第5条 案内所の案内事務室、飲食・物販コーナー、厨房の開館期間は、毎年1月4日から12月28日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

続きまして、開館時間でございます。第6条 案内所の案内事務室、飲食・物販コーナー、厨房の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができるでございます。

そこからしばらく割愛しまして、3ページの11条 使用料の納入でございます。使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

この別表といいますのは、一番巻末についてございますので、5ページになります。

別表としましては、区分は飲食・物販コーナー、オープンテラス、駅舎南側広場、ここにおきまして使用料金は1事業者の当該日の売上金額に100分の10を乗じて得た額又は3,000円のいずれか高い額というふうに変更料金の決めを持ってございます。摘要としましては、物品等の販売をする場合ということでございます。

戻っていただきまして、第14条の管理の代行でございます。ここからは指定管理の規定になりますけれども、第14条 市長は、案内所の管理について必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができるということでございます。

続きまして、第15条、指定管理者が行う業務。前条第1項により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

4ページでございます。(1)案内所の施設又は附属設備等の使用の許可に関する業務。(2)案内所の維持管理及び運営に関する業務。(3)案内所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務。(4)案内所の利用者の利便性を向上させるために必要な業務。(5)産業振興に関する業務。(6)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務でございます。

続きまして、第17条、利用料金の収入でございます。市長は、案内所の管理を第14条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができるでございます。

附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

説明以上でございます。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 私のほうからは、議案第13号から15号までを御提案申し上げます。

初めに、議案第13号でございます。郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

郡上市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、平成27年度から実施されている低所得者の介護保険料の軽減措置を継続するため、この条例を定めようとするものであります。

改正内容等につきまして、議案に添付をしてございます資料をもって御説明させていただきたい

と思います。

改正理由でございますけれども、提案理由同様に、低所得者の介護保険料の軽減措置を平成29年度も継続して実施するための改正であります。

改正内容につきましては、29年度における第1号被保険者の介護保険料につきましては、本則第6条第3項に規定をしております第1段階の軽減を行う旨の附則第13条を追加をもって規定をさせていただくものであります。

現在の介護保険料でございますけれども、基準額、月額4,700円とする第1段階から第9段階までで設定をしておりますけれども、このうち、この枠内でございますけれども、第1段階の保険料につきましては、国の基準でありますところで、郡上市の場合、月額4,700円の額に対して0.5を乗じた額、月額で2,350円、年額で2万8,200円とするところでございますけれども、29年度の特例の規定を設けることによりまして、軽減をさせていただくというところで、「0.5」を「0.45」を乗じた額として、月額2,115円、年額としまして2万5,380円に軽減をさせていただくというものでございまして、軽減分としましては年額で2,820円の軽減というところでございます。

参考としまして、中段でございますように、介護保険法の改正によりまして、平成27年4月から、この軽減分につきましては公費をもって対応をさせていただいているところでございますけれども、この軽減につきましては、平成27年、28年度については第1段階について行い、平成29年度からは第1段階に加えまして、第2段、3段階にも拡大をするというところでございましたけれども、予定をされておりました消費税の10%の引き上げが平成31年10月に延期されたというところをもって、平成29年度におきましても、現行の第1段階の軽減のみを継続させていただくというものでございます。

なお、参考までに下段でございますけれども、保険料軽減に係る予算措置につきましては、公費で負担をするということになってございまして、財源構成は国の2分の1、県、市とも4分の1ということになっております。

この後御審議いただきます29年度の予算額につきましては544万6,000円、対象者1,931人分を計上をしております。

改正条例のの施行期日は、平成29年4月1日としてございます。よろしく願いをいたします。

続いて、議案第14号でございます。郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害児に対する支援事業及び施設の名称の見直しを行うため、この条例を定めようするものでございます。

議案はねていただきまして、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

条例第2条で、1節の名称及び位置を規定をしておりますけれども、このうち、新規の旧のほうでございますが、大和ことばの教室、そして美並ことばの教室を廃止させていただきまして、南部の拠点となる施設の名称を「郡上市南部子ども発達支援センターひまわり」に、北部の拠点を「郡上市北部子ども発達支援センターたんぼぼ」に改めるものでございます。

改正の経緯につきまして、議案に添付をしてございます次の資料をごらんをいただきたいと思っております。

まず、1点目の改正でございますけれども、障害児に対するサービスの提供につきましては、平成24年の法改正によりまして、従来の障害者自立支援法から児童福祉法の規定に基づき実施がされることとなりました。この改正によりまして、「障害児通所支援事業」の実施主体は市町村に一元化されたということ、そして事業所の設置基準も改められたことから、北部、いわゆる白鳥地域と南部、八幡地域に機能を集約をさせていただいて、事業所としての指定を受けたところでございます。

これまで、この法改正以降、これまでの間でございますが、美並、そして大和のことばの教室の法改正前からの利用児に対しましては、サービスの低下を招かないように「障害児通所支援事業」の一つのメニューでございます「保育所等訪問支援事業」によりまして、経過措置的な個別支援を継続をしておりますけれども、両教室の利用児が今年度末をもって卒園をされるということに伴いまして、良好な療育環境の中で障がい児の特性に沿った個別支援を行うため、今回の改正によりまして2施設を廃止するものでございます。

中段で、障害児施設・事業の一元化のイメージを図式をしておりますけれども、法改正に伴いまして、市町村が実施する、右側でございますが、障害児通所支援事業はこの4つの列記してございます事業となっております。こういったところで一元化が図られたというところでございます。

裏面をお願いいたします。2つ目の改正につきましてでございますが、名称変更でございます。現行の「ひまわり教室」、そして「白鳥ことばの教室」の名称につきましては、障がい児の発達支援の拠点施設であることが非常にわかりづらいという御指摘もございまして、療育の拠点施設であることを明確化するとともに、利用する児や保護者に親しまれる名称が望ましいというところから、今回、施設の名称をそれぞれ改正をさせていただくものでございます。

なお、現在の支援内容、利用者数、及び中段でございますが、支援体制につきましては、表に示したとおりでございますので、参考にしていただければ幸いです。

本条例の施行期日は平成29年4月1日としてございます。よろしくをお願いいたします。

続いて、議案第15号でございます。郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、国保和良診療所医師住宅について、老朽化した2号棟を廃止する等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

議案おめくりをいただきまして、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

条例第2条で職員宿舍の名称及び位置を規定をしていますが、このうち、昭和52年に合併前、和良村が購入をいたしました木造2階建ての国保和良診療所医師住宅2号を廃止をさせていただいて、現在の3号から5号を2号から4号に改めるほか、合筆等に伴いまして1地番を正式地番に改めさせていただくものでございます。

改正条例の施行期日は、平成29年4月1日としてございます。

議案に添付をしました資料をごらんをいただきたいと思っております。

資料1でございますが、和良地域でございます医師住宅の位置図になりますけれども、中央に国保和良診療所、それから隣接して和良の老健施設の近傍に医師及び年間複数の研修医を受け入れておりますが、そういったものに対する住宅を設置をしておりますけれども、ちょうど右側の下段にございます医師住宅2号を廃止としてございますが、現在の2号は廃止をさせていただいて、普通財産としての取り扱いをしていく中で、この上物の建物の今後の取り扱いにつきましては別途、協議、また検討をしているところでございますので、よろしくをお願いいたします。

はねていただいて、資料2をごらんをいただきたいと思っております。

今ほど位置図で御説明をさせていただいた医師住宅の外観でございます。上段の真ん中に旧医師住宅3号としてございますが、この住宅におきましては非常に老朽化をしております、利用ができないという状況でございましたので、本年度、平成28年度、研修医の住宅として建てかえを今実施させていただいているところでございます。

次の資料3-1というのが今現在、新築をさせていただく研修医用の住宅というところで、木造平家建て1LDKを2戸整備をさせていただくものでありまして、1戸当たりの面積は36.4平米ということになっております。この写真におきましては、2月10日現在ということでまだ工期中の写真でございますけれども、この事業の工期につきましては昨年9月16日から本年2月27日、今月末の竣工を予定してございます。

この新しく整備をさせていただく研修医用の住宅の次の資料3-2につきましては配置図、次の資料3-3につきましては平面図、最後、3-4につきましては立面図、断面図となっておりますので、参考までに御説明をさせていただきました。

以上、3議案につきまして、よろしくをお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、私のほうから、議案第16号から議案第18号までを説明をさせていただきます。

議案第16号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

郡上市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。郡上市青少年育英奨学資金貸付基金について、平成28年度から返還免除制度を設けたことにより、基金の設置目的、積立額に変更が生じたので、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

1枚はねていただきたいと思います。こちらのほうが改正の条文になってございます。

まず、附則のほうでございまして。この条例は、公布の日から施行する。

もう1枚はねていただきますと、新旧対照表がございまして。こちらで新旧対照表、向かいまして右側でございまして旧条例のほうでは、現条例でございまして、設置第3条に積立基金、それから第3条第3項に定額基金として設置する基金の名称、設置の目的及び基金の額は次のとおりとするということで、この3項のところには郡上市青少年育英奨学資金貸付基金がございまして。

設置の目的といたしましては、次代を担う青少年に対し貸与する育英奨学資金に充てるためということで、基金の額が3,000万以上とし、青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出予算に定めるところにより、追加して積み立てることができるものとするというのが現行でございまして、こちらを向かいまして左を見ていただきますと、今度は第3条の第1項の積立基金のほうに移させていただきますと、設置の目的のほうは、青少年育英奨学資金貸付事業に必要な財源に充てるため。積立額が青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出予算で定める額というふうに変更をしようとするものでございまして。

添付をしております資料のほうで、改正の趣旨でございまして、昨年の6月に条例改正をさせていただきますと、この奨学資金のほうの償還金一部免除というのを制度を設けさせていただきました。ちなみに、参考までに28年度につきましては免除者は13名で、101万8,000円でございまして、こちらが免除とさせていただいたものでございまして。

なお、このように、これまで定額基金という位置づけになっておりましたが、これは特定の目的をもって定額の資金を運用するための基金ということで、基金の額は、これはいわゆる運用でございまして、一度は出ていきますが、またそれが返ってくると。いわゆる債権というような形でそれが担保されておりますが、今回、減免の制度を設けますことによりまして、そういうのはだんだんやはり減っていくということになります。したがって、運用ではございまして、今度は積立基金でございまして。特定の目的をもって資金を積み立てるための基金でございまして、こちらのほうに財政的に余裕ですとか、そういうものがあるときには積み立てるといったようなもので、そ

れが必要になりますときはこれを取り崩すという内容のものでございますが。例えば公共施設等整備基金といったようなものがそういうようなものでございますが、そちらのほうの積立基金のほうに種別を変更するというものでございます。

続きまして、議案第17号でございます。郡上市教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。老朽化し、利用が見込まれない教職員住宅を廃止するため、この条例を定めようとする。

1枚はねていただきますと条文でございますが、附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

もう1枚はねていただきますと、新旧対照表がございます。向かいまして右側が現行でございますが、別表の第1、第2条関係でございます。郡上市教職員住宅のところでございますが、この表で申しますと下から2行目に和良教職員住宅、郡上市和良町法師丸300番地1がございます。また、別表の第2には、その教職員住宅の使用料、和良教職員住宅4,200円というのがございますが、こちらのほうを廃止をさせていただくと。教職員住宅からは外すというものでございます。

添付がされております議案第17号資料を見ていただきますと、この2棟、それから車庫がございます。建物としては3棟ということになりますけれども、この教職員住宅につきましては昭和51年に建築をされまして、老朽化が著しく、また長らく教職員住宅としては利用がされておりました。したがって、再利用につきましても相応の修繕が必要となるといったことでございますが、こちらに隣接をいたしますところには和良教職員アパート——これは6戸でございます——がございまして、これは平成27年度に修繕をさせていただきまして、現在はそのうちの6室のうちの2室が埋まっておりますが、まだ4室余裕がございまして、教職員の居宅の需要にはこちらのアパートだけで十分対応がしていけるのではないかという判断から、今申し上げました教職員住宅2つ、それからそれに附属しております車庫のほうをこの教職員住宅の条例からは外すというものでございます。

なお、この用途廃止のほうの理由の一つには、先般、新聞のほう等でも報道がされておりました和良おこし協議会が、今回の物件ではございませんが、既に教職員住宅ではなくなりましたその住宅を改修をいたしまして、移住促進等に利活用をしたいと。もう既に貸されておるということでございますが、今回のこの2棟プラス車庫につきましてもそういったようなことで利用がしていただけるのではないかというような思いもございます。

続きまして、議案第18号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に

ついて。

郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。たかす開拓記念館の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりをいただきますと、条例案の分でございますが、附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

もう1枚はねていただきますと、新旧対照表がございます。現在、たかす開拓記念館は位置づけがしてございませんので、第2条でございます。白山文化博物館の後にたかす開拓記念館、郡上市高鷲町大鷲1244番地8を追加をさせていただく。

また、別表の第1でございます。入館料のほうでございますが、たかす開拓記念館は一応無料という扱いで改正をさせていただきたいというものでございます。

添付しております資料のほうをごらんいただきたいと思いますと思いますが、当初、昨年4月にオープンいたしましたこのたかす開拓記念館でございますが、当初の整備目的が民具の収蔵施設といったようなことで検討をしてみましたことや、あるいは高鷲文化財保護協会の活動の場といったようなこと、それから町民センターの中でございますので、先ほどの地番のほうも、これはたかす町民センターの地番でございますが、こういった専用の建物ではないといったようなことから設置条例の必要はないのではないといったようなことを考えておりましたが、その後でございますが、この開拓に関します資料館でございます。開拓と申しましても、単に開拓ではございませんで、いわゆる平和記念と申しますか、戦争の満州開拓等の戦争にかかわるこういった資料というのが全国的にも非常に数少ないということで、今後、全国の開拓に関する資料館、この中にはその戦争あるいは平和記念資料館といったものもございしますが、こういう館との連携あるいは調査研究を進めていくといったようなことも検討しております。

そして、現在はたかす町民センターの一部としての運営をしておりますが、例えばたかす開拓記念館の館長の位置づけでございます。これが高鷲振興事務所長であるのか、振興課長であるとか、社会教育課長であるのかといったようなところが非常に不明確になっておりますと、対外的に連携をとる場合に、館長という立場をしっかり位置づけをしておきたいといったことで条例を整備していきたいというものでございます。

なお、当該施設の事業の目的でございますけれども、市内の博物館施設と類似しておりますので、この中に入れたということでございますが、今申し上げましたような点で他の博物館施設とは若干異なっておりますが、こちらのほうの位置づけをすると。

それから、開館時間と開館日、休館日等につきましても、条例のほうで位置づけをさせていただきますと、毎週月曜日と。これはたかす町民センターのほうの休館日のほうと合わせていただき

ましたが。現在は土日のほうが休みで、予約によりまして開館する方式といったことをとっておりますが、これは条例に定めましており、原則、月曜休館。ただし、冬期間等ではまた他の博物館でもございますが、時間の短縮でございましたり、開館期間の変更といったようなことがあり得るということでございます。

(3)でございます入館料につきましては、この施設につきましては児童生徒・高齢者、それから地域の人々の学びの場と専門的な調査研究の場であるということと、それから高鷲文化財保護協会の協会の活動の場であること。それから、こちらのほうには記載がされておきませんが、先ほど口頭で申し上げました、実際、現在、東京の新宿にございます平和祈念——キネンが祈る、念ずるのほうの祈念でございます。平和祈念展示資料館というところがございまして、こちらのほうと現在、今申し上げました戦争に係ります市史料でございます。こういったもの交互展示を行うということで、平成29年度、実際に新宿のこの平和祈念展示資料館のほうでたかすの開拓記念館の資料が展示される。あるいは、逆にこちらの郡上市のほうでそちらの平和祈念展示資料館のほうの資料をお借りをしまして展示をするといったような、そういう計画を持っております。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で、説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第19号から議案第35号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程22、議案第19号 平成28年度郡上市一般会計補正予算（第6号）についてから、日程38、議案第35号 平成28年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）についてまでの17議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第19号からよろしく願いいたします。平成28年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について。

上記につきまして、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、2枚、表題部省略をいたします。平成28年度郡上市の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億2,339万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298億3,633万9,000円とする。

第2項、省略いたしまして。

繰越明許費の補正です。第2条。この追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」による。第3条では、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条では、地方債の変更、「第4表 地方債補正」によるというものでございます。

おめくりいただきまして、6ページをごらんいただきたいと思います。繰越明許費の補正です。今回、非常に多くなったわけです。全体では19事業、18億5,000万9,000円ということでございまして。

主なものとして、この中ほどにあります商工費の産業振興拠点施設整備事業、こちらにつきましては地方創生、いわゆる生産、地方創生の拠点整備交付金、この採択になりましたので、28年度に補正をさせていただいて、29年度に繰り越して事業を行うと。

同じく、これ、それから3つおいて道の駅施設整備事業、こちら農山漁村の振興交付金いただけるということでございますので、28年度でこれを補正をして、事業は29年度に送るものでございます。

そのほか、多くが29年度への工期の延長等があるわけでありますが、大きなものでは下から4つ目のところにあります都市再生整備計画事業、これは無電柱化の部分の工事でございますが、3億4,903万2,000円というもので、これ、12月補正して、そして金額が大きくなっておりますが、これを繰り越して29年度で送っていききたいというものがございます。

そのほか、今申し上げたものが多いわけでございますけれども、全体は申し上げませんが、ごらんをいただいて御理解いただきたいと思います。

それから、第3表 債務負担行為の補正ですが、これ、がんばれ子育て応援事業、28年度分ですけれども、今年度に3人目としてこの対象となられた子どもさんが62名ございまして、これ、全体で6年間ですから、本年度分は既決予算で対応し、残りの5年間を債務負担行為ということで追加するものでございます。62人掛ける10万円掛ける5年間ということで3,100万円補正をするものでございます。

それから、変更につきましては、斎場の整備事業で133万3,000円ほどの増額がありました。追加をさせていただいております。農業経営基盤強化資金利子補給につきましては、これ、畜産関係の借入れにつきまして償還方法と据置期間の見直し延長がございました。2年間の延長ということで、平成38年度を平成40年度までにするというものでございます。

おめくりいただきまして、地方債の補正、8ページのほうです。こちら合併特例債が先ほど申し上げたような事業がございましたので、大きく伸びてございます。そのところでございます。あと、辺地と過疎につきましては、いわゆる借入れする、その財政融資資金のその予定額というのを、この限度額というか、通知、そこで枠が示されておりますので、その枠の中でやっていくという、起債を起こすという、起債するということで減額となつてございます。臨時財政対策債については

と額の確定ということで、こちらにも減額をさせていただいております。合計で、補正前、34億2,420万であったものが、37億3,770万と、こういうふうな補正でございます。

以下、事項別明細等がございますが、今回の主な補正といたしましては、ただいま申し上げたもののほかでは、ふるさと応援基金の12月分までの積み立てを行います。歳出のほうですね。それから、長良川鉄道の経営対策事業でプラス4,045万9,000円というのがございますし、あるいは市街地の空家利活用推進事業におきまして、以前にも公社とともに5,000万積んでこの事業を進めていただいておりますけれども、その資金運用の面で、今回、5,000万円ですね、追加していくというものもございます。また、公債費の繰上償還ということで6億87万7,000円、歳出のほうで繰上償還をさせていただいております。このようなものがちょっと主なものでございますけれども、追って事業概要説明一覧表等におきまして詳細な説明をさせていただきたいと思っておりますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、議案第20号をお願いします。平成28年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらにも2枚おめくりをいただきまして、表題を省略し、平成28年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,874万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,692万3,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ443万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,059万3,000円とするというものでございます。

2項を省略し、地方債の関係につきましては、別表、第2表でございます。おめくりをいただきまして、「第2表」によるということですので。済みません。こちらは直診勘定でしたので、恐れ入ります、ページは15ページになります。申しわけありません。15ページのほうですね。見ていただきまして、過疎対策事業で3,600万を3,100万にするものでございますが、これも先ほど申し上げたように、こちら借り入れる財政融資資金の枠の減少に伴うものでございます。

こちらの主な大きな今回の補正の中身としましては、一般被保険者療養給付費の増額が6,000万、保険財政共同安定化事業拠出金の減が1億4,346万6,000円といろいろあるわけですが、こちらにつきましても同様に事業概要説明一覧表をもちまして、細かな御説明は追ってさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案第21号、お願いいたします。平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、表題は省略します。平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億8,933万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,736万7,000円とする。

2項省略いたしまして、繰越明許費につきましては、「第2表」による。地方債の補正につきましては、「第3表 地方債補正」によるということでございますので。

おめくりをいただきまして、3ページをのほうにございます繰越明許費ですが、こちらは建設改良費、施設改良事業で9,540万9,000円ということで、これは白鳥、高鷲あるいは郡上市の市道に係る支障移転。これ、美並ですね。この3事業におきまして工期の延長がありましたので、よろしくお願いをいたします。

地方債の補正につきましては、簡易水道事業の起債の関係が、これ、10億8,350万が8億2,830万と。これは国費の減額によりまして建設改良事業の減に伴うものでございまして、限度額の減額をするものです。辺地対策事業につきましては、同様に、過疎と同じように、これも辺地につきましては国費の減額によって事業量が減ったものでございます。過疎対策事業につきましては、資金の枠配分が決まったことによりまして減額をするものでございます。

主立った今回の補正の内容につきましては、大きく施設改良事業の減ということで4億7,769万4,000円ということでございます。これ、国費の関係でありますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第22号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきます。表題を省略し、平成28年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,370万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億494万9,000円とする。

2項を省略し、繰越明許費につきましては「第2表」のほうに載せております。

地方債につきましては、「第3表」ということでございます。

4ページをごらんをいただきたいと思います。繰り越しのほうは特環、特定環境保全公共下水道事業の関係で、これも美並ですけれども、市道の改良に伴う支障移転、これでの工期延長が必要となりましたので、繰り越しをするというものでございます。

地方債補正につきましては、それぞれ、これ浄化槽の基数が確定をしたということで、金額が事

業の確定ということでございます。上から3番目ですね。下水道事業、この中の2つ目の中の下の資本費平準化債につきましては、これ、繰越金等の金額をこの中で充てたということによりまして、平準化債を少し減額することができたというものでございます。あと、辺地、過疎につきましても浄化槽の基数が確定したというものでございます。主な事業としましては、消費税の確定による減償還利子確定による減等々のことがございますが、こちらも後ほどの詳細説明をもって御審議をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議案第23号 平成28年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきたいと思っております。平成28年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによると。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,964万3,000円とするというものでございます。

2項、省略いたします。

主な事業としましては、居宅介護サービス給付費の減とか、施設介護サービス給付費の減等がございます。追って、詳細の説明をさせていただきますので、御審議をお願いいたします。

議案第24号 平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただいて、表題部は省略します。平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,191万6,000円とする。

第2項は省略いたします。

これは特に勤務条件の変更に伴う賃金の増が47万9,000円あったというものでございます。以後、御審議よろしくお願いたします。

議案第25号 平成28年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきたいと思っております。表題部省略し、平成28年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,353万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

は歳入歳出それぞれ1億4,194万7,000円とする。

第2項は飛ばさせていただきますが。

主な内容としまして、今回、基金積立を1,353万4,000円ほど増額することができたと、こういうものでございます。追って詳細な御説明を申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第26号 平成28年度郡上市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただきたいと思います。表題部を省略し、平成28年度郡上市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ419万2,000円とする。

第2項は省略します。

主に駐車場使用料の減ということがございまして、また追って詳細の積み上げを説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議案第27号 平成28年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきたいと思います。表題部省略いたします。平成28年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,489万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,789万6,000円とする。

2項につきましては省略をいたします。

これは返納免除等の新しい制度の中で、今回、基金の額を3,400万余積み立てるというものが主な内容でございます。よろしくお願いいたします。

議案第28号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきたいと思います。表題部を省略し、平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,038万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,367万9,000円とするものでございます。

第2項は省略をさせていただきます。

保険基盤安定負担金軽減分の確定による減とか、等々のことがございますが、追って詳細の説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

議案第29号 平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらにも2枚おめくりをいただきたいと思います。表題部を省略し、平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ207万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,211万円とするものでございます。

第2項は省略をいたします。

こちらにつきましては、売電収入の減、これに伴いましての繰出金の減というふうなことが内容になりますが、よろしく願いをいたします。

議案第30号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、表題部を省略します。平成28年度郡上市の白鳥財産区特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,098万9,000円とする。

2項は省略をいたします。

繰越明許費の補正につきましては、この変更は、「第2表」によるということでございます。

おめくりいただきまして、3ページに繰越明許費の補正がございますが、こちらにつきましては12月にもう既に繰り越しをしておる分もありますが、135万ですね。今回、間伐事業におきまして繰り越す、工期延長するものがございましたので、造林事業ですね、間伐事業ですが、補正後は395万5,000円ということで、変更方、よろしく願いをいたします。

事業内容につきましては、今の造林事業の減が41万ございます。よろしく願いいたします。

議案第31号 平成28年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらにも2枚おめくりをいただきまして、表題部を省略します。平成28年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ620万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,799万4,000円とする。

第2項は省略をいたします。

分収造林事業のこの受託事業の減少に伴うというものでございます。よろしく願いいたします。

議案第32号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、表題部は省略します。平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ370万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,224万9,000円とするものでございます。

2項を省略し、繰越明許費につきましては「第2表」ということでございますので、おめくりをいただきまして3ページ、新規でこれは396万5,000円、約13ヘクタール余の間伐につきまして工期の延長ということが必要となったものでございます。よろしく願いいたします。こちらも減少につきましては、いわゆる受託事業中、間伐事業の縮小というものがございまして、よろしく願いをいたします。

議案第33号 平成28年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきたいと思っております。表題部省略し、平成28年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ363万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,093万5,000円とする。

第2項は省略いたします。

おめくりいただいて、基金積立の増などを今回行おうとするものがございまして。あるいは繰越金の確定というものもございまして、よろしく願いをいたします。

議案第34号 郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきたいと思っております。表題部省略し、平成28年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ887万3,000円とするものでございます。

第2項は省略します。

これも繰越金の確定と作業路の不施行によりまして造林事業の減というものが主な中身でございますが、追って詳細説明をいたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、この関係最後になります。議案第35号 平成28年度郡上市病院事業関係補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページからこの全体の総則以下、全体の取りまとめがございますけれども、先般も補正予算の主な内容ということで申し上げたところでございますけれども、収益的収入の部で産科医等の育成確保支援事業費補助金の増というもの、これは郡上市市民病院の関係でございます。それから、国保白鳥病院の関係で国保調整交付金、保険事業の減。また、中山間僻地医療支援事業補助金の増、これは555万7,000円。患者単価の減による訪問看護報酬の減、これは403万円。

それから、収益的支出のほうでは、これは郡上市市民病院のほうですが、薬品使用料の減による薬品費の減が133万ほどありますし、過年度分保険請求査定減の増他って増というものが200万ほどあります。

あと、資本的収入につきましては、市民病院のほうでは産科医療機関確保事業費、これは設備整備費ですが、この補助金の増が507万5,000円でございます。また、企業債借入額の減というの、これは国保白鳥病院ですが、1000万円ということでございます。

また、資本的支出のほうでは、検査機器の関係で医療機器等更新する予定のものを先送り等をして減額させるというのは1,012万2,000円ほどあるというふうな、主な中身でございますが、追って詳細の説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

いずれも平成28年度の補正予算事業概要説明一覧表のほうに、中身につきましては詳細資料載せておりますので、こちらのほうもよくごらんいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） ただいま説明のありました17議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑については、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第19号から議案第35号までの17議案については、会議規則第44条第1項の規定により、2月28日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第35号までの17議案については、2月28日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時45分といたします。

（午後 2時35分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時46分）

◎議案第36号について（提案説明・委員会付託）

◎議案第37号から議案第58号までについて（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程39、議案第36号 平成29年度郡上市一般会計予算についてから、日程61、議案第58号 平成29年度郡上市病院事業会計予算についてまでの23議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第36号から58号まで、まず議案の上程ということで、議案を読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第36号 平成29年度郡上市一般会計予算について、議案第37号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第38号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について、議案第39号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計予算について、議案第40号 平成29年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第41号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第42号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、議案第43号 平成29年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第44号 平成29年度郡上市宅地開発特別会計予算について、議案第45号 平成29年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第46号 平成29年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第47号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第48号 平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第49号 平成29年度郡上市大和財産区特別会計予算について、議案第50号 平成29年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第51号 平成29年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第52号 平成29年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第53号 平成29年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、議案第54号 平成29年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第55号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第56号 平成29年度郡上市和良財産区特別会計予算について、議案第57号 平成29年度郡上市水道事業会計予算について、議案第58号 平成29年度郡上市病院事業会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきましたというか、ここでは当初予算の総括表に基づいて予算額をお示しをさせていただきますと思います。

お手元にそれぞれ予算書の上にも予算総括表というのを載せておるわけですけど、ございませうでしょうか。もしなければ、どちら側の予算書でも1枚目に同じものついておりますので、そちらを見ていただいても結構でございます。

平成29年度郡上市当初予算の総括表でございます。

一番上のところに区分がありますけれども、ここにおきましての会計名、それから29年度の予算額、これは1,000円単位でございます。それから、1つ飛びまして増減額、こちらも1,000円単位でございますね。そして増減率、パーセントですが、これだけをそれぞれ読み上げさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

一般会計291億2,200万円、増減額が12億1,900万円の増で、4.37%の増でございます。国民健康保険特別会計58億12万9,000円、8054万8,000円の増でございます。1.41%の増。それから、国民健康保険特別会計、同直営診療施設勘定を含むということですが、4億9,035万3,000円、2,840万7,000円の減、5.48%の減です。簡易水道事業特別会計13億4,101万1,000円、16億7,004万8,000円の減、55.46%の減でございます。下水道事業特別会計23億5,506万3,000円、2,326万2,000円の増、ちょうどこれは1.0%の増ということですよ。介護保険特別会計42億317万2,000円、8,127万2,000円の減、1.9%の減。介護サービス事業特別会計7億1,291万円、720万1,000円の増、1.02%の増。ケーブルテレビ事業特別会計1億2,828万4,000円、12万9,000円の減、0.1%の減。駐車場事業特別会計396万9,000円、66万円の減、14.26%の減。宅地開発特別会計573万4,000円、増減額はございません。同じ額です。青少年育英奨学資金貸付特別会計3,383万3,000円、83万2,000円の増、2.52%の増。鉄道経営対策事業基金特別会計87万7,000円、1,104万1,000円の減でございます。92.64%の減。後期高齢者医療特別会計5億8,351万8,000円、920万5,000円の減、1.55%の減。小水力発電事業特別会計1,418万7,000円、こちらは前年度同額でございます。大和財産区特別会計1,873万円、573万円の増、44.08%の増。白鳥財産区特別会計1,107万8,000円、566万円の減、33.82%の減。牛道財産区特別会計1,691万8,000円、705万5,000円の減、29.43%の減。石徹白財産区特別会計3,470万1,000円、124万8,000円の減、3.47%の減。高鷲財産区特別会計3,107万4,000円、32万3,000円の増、1.05%の増です。下川財産区特別会計541万7,000円、13万2,000円の増、2.50%の増。明宝財産区特別会計2,150万円、1,080万2,000円の減、33.44%の減。和良財産区特別会計623万5,000円、318万5,000円の減、33.81%の減でございます。特別会計の全部の合計が158億1,869万3,000円ということで、主に先ほどの簡易水道の関係が大きいんですけども、17億1,068

万4,000円の減と。パーセントでは9.7%の減ということでございました。

一般会計と特別会計の合計につきましては449億4,069万3,000円、4億9,168万4,000円の減、1.08%の減ということでございます。

企業会計のほうですが、初めに水道事業会計、収益事業のほうです。収益のほうですが、こちらは3億828万9,000円、3,082万9,000円の減、9.09%の減ということでございます。資本的収支のほうは3億9,035万4,000円、こちらは2億2,050万4,000円の増でございます。129.82%の増。病院事業会計の収益事業会計ですが、収益事業のほうですけれども、43億2,038万6,000円、1,230万7,000円の増、0.29%の増。資本的収支のほうは6億7,212万4,000円、2,504万円の増、3.87%の増です。企業会計の合計が56億9,115万3,000円、2億2,702万2,000円の増、4.15%の増でございました。

総合計506億3,184万6,000円、2億6,466万2,000円の減、対前年比、全体では0.52%の減と、こういうことでもございました。

あと、きょう、お手元にこの参考資料としまして社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費というものをお配りをさせていただいておりますけど、お手元にご覧いただけますでしょうか。先ほどの資料の恐らく下のほうに入れておりました。これは平成26年の消費税のパーセントの増税ということで、5%から8%になったときに、この地方分としての1.0から1.7%、このうち、0.7%分が社会保障費に充てようと、こういうふうにされております。そういうことの中で、市議会に対しましては予算時あるいは決算のときにこの表をもって、その額につきましてどこにどのように充てたかということはこの国の様式に基づいて御報告することになっております。きょうもそのことでちょっとお配りをしておるわけでもございますけれども、全体では29年度、地方消費税交付金は7億1,100万円の予算を見込んでございますが、今回、歳入のほうで地方消費税交付金、社会保障財源化分としまして2億8,700万円が今見込まれてございます。これは県の見込額から算定をするということで、先ほどの1.7分の0.7、これに国調人口の割合でかけて、多少、その補正係数もあるわけですけれども、したがって2億8,700万円がこれで配分されておるということでもございます。

郡上市における社会保障4経費その他社会保障施策に関する経費全体では、29年度64億3,000万あるということでもございますので、大きくこの中でどれに入れるかということになるわけですけれども、入れてないものの表もあるんですけど、これ、それを一般財源のこの中に入れ込んだというものだけを表記しておりますので、それぞれ障害者福祉事業で言いますと障害者地域生活支援事業以下、ごらんの事業にそれぞれこの右側から2つ目のところに地方消費税交付金と社会保障財源分として括弧書きにしておりますこの931万9,000円、それぞれの充当内訳を書いておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

高齢者福祉事業には2,776万1,000円、児童福祉事業には1億6,588万1,000円ですね。そういうことで、社会福祉の合計が2億847万9,000円ということでもございます。社会保険の合計が4,044万

6,000円。保健衛生の小計のほうが3,807万5,000円ということで、先ほど申し上げた、いわゆる交付金の今予定されている、見込まれている額の合計2億8,700万円、そういうことですので、よろしくお願いをいたします。

このほか、一般会計につきましては、当初予算の参考資料ということでさまざまな資料をつけさせていただいております。これもあす、今後の詳細な説明の機会を持たさせていただきますが、こちらと、それから歳出につきましてはこの事業概要一覧表、こちらにつきましても詳細つけてございますので、こちらにつきましては特別会計、企業会計も含めて——企業会計別でしたか——ありますので、それぞれ資料に基づきまして詳細な説明もこれからさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

済みません。それから、きょうお配りして、差しかえをお願いしておるものがこの関係で一部ありまして、先ほど申し上げました参考資料の中の9ページにあります財政調整基金等の状況ということで、いろんな基金の総額、現在、28年度末見込みというものを上げておりますが、一部、今回の補正額の記入が一部未記入であったものがありましたので、きょう配付させていただきました。こちらのほうが正しいので、差しかえをお願いいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明のありました23議案のうち、議案第36号については、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思えます。なお、議案第36号に係る質疑は予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

議案第37号から議案第58号までの22議案についての質疑は、会期日程に従い、改めて行います。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました議案第36号については、会議規則第44条第1項の規定により、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号については、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第59号及び議案第60号について（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程62、議案第59号 湯の平温泉の指定管理者の指定についてと、日程63、議案第60号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 失礼をいたしました。では、議案第59号と60号について説明を申し上げます。

まず、議案第59号 湯の平温泉の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1 施設の名称、湯の平温泉。2 指定する団体、郡上市高鷲町鷲見1173番地、奥長良観光開発株式会社。3 指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで5年間でございます。

1枚はねていただきまして、施設台帳に基づきまして簡単に御説明申し上げます。施設名、所在地等々につきましては、指定管理者までこのとおりでございます。また、指定期間は、平成29年4月1日から34年3月31日の5年間でございます。施設の概要は、ここにあるとおりでございますけれども、指定管理者の選定理由でございます。公募に対して応募した地元団体であり、市の選定委員会で選定された。現在の指定管理団体としての実績もあり、施設の設置目的を効果的かつ効率的に管理できると認められる。引き続き市が保有し、指定管理者制度を継続する施設として、指定期間は5年とするでございます。

実は、公募に対しまして2件の応募がございました。それで、選定委員会開きまして、この奥長良観光開発株式会社に決まると、そういう経緯でございます。

条例の規定につきましては、ここのお示ししたとおりですし、以下、施設の所在地あるいは現況写真等についてはそのとおりでございます。

以上であります。

では、続きまして、議案第60号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1 施設の名称、郡上市郡上八幡駅観光案内所。2 指定する団体、郡上市八幡町島谷520番地1、一般財団法人郡上八幡産業振興公社。3 指定の期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで3年間でございます。

こちらについても1枚はねていただきまして、施設名、所在地、そして指定管理者、指定期間については、今申し上げたとおりでございます。指定期間は3年間でございます。施設・整備につきましては、ここに書いてあるとおり、案内事務室から公衆便所までのこういったものにつきまして指定管理者を実施するというものでございます。そして、敷地面積は3,286.44平方メートル。また、敷地の所有につきましては、市有地及び長良川鉄道の所有地というふうになってございます。指定管理者の選定理由でございますけれども、当該施設は、地域振興の拠点であり、地域の活性化を図る重要な施設であるため、観光振興事業を積極的に展開している一般財団法人郡上八幡産業振興公

社が管理を行うことが、効果的かつ効率的であると認められる。郡上市指定管理者制度の運用に関する指針P 4非公募で選定できる施設の④に該当ということでございます。指定管理制度を新たに導入する施設であるため、指定期間は3年とするということでございます。条例の規定につきましては、きょう午前中御説明申し上げました郡上市郡上八幡駅観光案内所の設置及び管理に関する条例がその規定する条例でございます。同じく、位置図・現況写真はその資料のとおり。

もう1枚はねていただきまして、1枚、赤黒のペーパーがついていますけれども。まず1ページ目につきましては、駅の全体を指しております。こういったところが範囲になりますよということを示しておりますし、一番最後の部分につきましては、その中で駅舎について拡大したものが一番最後についておりまして、この中のいわゆる赤線で囲った部分を指定管理をお願いするというところでございます。ですので、少し、いわゆる飲食スペースですとか、厨房と少し離れて赤ちゃんの駅というところも指定管理に入っているというものを示す、そういった平面図でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 今の郡上八幡産業振興公社の部分で少し訂正がございますので、よろしく願います。

まず、議案第60号の次のページの施設台帳でございますけれども、まず、指定管理者名称及び代表者のところに、理事長の前に下駄の「駄」という字が入っております。大変申しわけございませんが、これはミスプリントですので削除をお願いします。大変申しわけないです。

そして、同じく、指定管理者の選定理由のところの上から2行目でございますけれども、こちらのほうは「一般社団法人」というふうに書いておりますが、こちら正しくは上の指定管理者名称及び代表者名のところの「一般財団法人」のこの「財団法人」のほうが正しいでございます。まことに申しわけございません。「一般社団法人」を「一般財団法人」というふうに修正お願いいたします。大変申しわけないです。

○議長（渡辺友三君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第61号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程64、議案第61号 過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 議案第61号でございます。過疎地域自立促進計画の変更について。

過疎地域自立促進計画を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、過疎地域自立促進計画が入っております。これが本文でございます。これは改正したものでございます。あわせて、参考資料としてA4の横版の変更というものがお手元に配付してありますので、これに基づいて本文と、これに基づきまして説明をさせていただきますと思います。

よろしいですか。まず、本文の1ページ目のところでございますけど、この参考資料の変更の1ページ目でございますけど、ここのところにつきまして、新旧対照表のようになっております。

まず、本文の1ページにつきましての2番のところでございます。交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進というところの第1行目でございますけど、ここにつきましては、市道畑佐中央2号線舗装改良がL=700メートルということで400メートルから700メートルに変更しております。ページ番号につきましては、右の欄を見ていただきまして、26ページをお願いしたいと思います。本文のこれの26ページでございます。これの下から3行目のところにこの畑佐中央2号線の舗装改良700メートルというのが入っております、この備考欄に書いてあるのは、この本文のほうの、本編のほうのページ数を書いてあるところでございます。

変更後の2行目でございますけど、市道旧県道土場線舗装改良L=150メートル、幅4メートルということで、これは新規追加ということで、同じく26ページの下から2行目でございます。

次の行が市道岩瀬線舗装改良工事、L=180メートル、幅員4メートルということで、これも新規の追加によるものでございます。

続きまして、市道野尻田中線改良でございますけど、これは延長変更ということで、200メートルが100メートルの変更ということで、これは27ページの一番先頭の行ということでございます。

続きまして、その下でございますけど、変更後が市道上前田間・下モ島線改良ということでございますけど、これにつきまして名称の記載が誤っておりましたので、従前は、正しい名称に変更するというところの改正でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、(9)の道路整備機械等のところでございますけど、小型ロータリ除雪車1台。29ページでございます。下から3行目に、これは新規の追加ということで、小型ロータリをつけておるところでございます。

その次でございますけど、変更前のところにおきまして、凍結防止剤散布車1台とありますけど、明宝でありますけど、これにつきましては、地区社協のほうの予算の中で購入されたということで、本計画からは削除させていただいたものでございます。

続きまして、5 医療の確保のところでございますけど、国保和良診療所の医療機器更新のところで眼底カメラ、血圧脈波検査装置、X線テレビということになっておりますけど、これにつきましては37ページのところでございまして、内容の変更というものでございますので、よろしく願いたいと思います。

なお、変更の資料のところの次の2ページ以降にそれぞれ金額的なこととして参考資料をつけておりますけど、ここにつきましてはそれぞれ事業を整理した上でこの計画の金額内容が変更あった等々がございまして、その金額的なことを載せたものでございます。例えばでございますけど、上からのほうの施設区分の2のところの交通通信体系のところにつきましては変更後の概算事業費見ていただきますと11億6,640万ということになっておりますけど、変更前は10億8,150万ということで、事業費の変更があったということの明細をここに書かせております。それぞれ橋梁のところ、それから(9)番の道路整備機械等のところ、それから生活環境の整備というところで消防施設のところについて、それから次ページの医療の確保というところ、このところについてそれぞれ事業の精査であるとか、ただいま申し上げましたような新しい新規の追加等によりまして、連動計画、それから総事業の見込み等も変更になっておりますので、そのところについての参考資料でございますので、よろしく願いたいと思います。

なお、最後のページのところは過疎の自立計画についての事業位置図ということで、全事業についての一覧を網羅しておりまして、この凡例を見ていただきまして、27年度以前に施工したものの、それから28年度、今年度、それから来年度以降というところの色分けをして事業の箇所を示させていただいておりますので、よろしく願いたいと思います。

以上でございますので、過疎地域の自立促進計画の変更についての議決をよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わったので質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第61号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。議案第61号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第62号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程65、議案第62号 辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 議案第62号でございます。辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ開いていただきまして、辺地総合整備計画（第2次変更）ということで、平成27年度から31年度までの計画期間ということで、まず、中部辺地のところの計画でございます。これが本文でございます、お手元に先ほど同様に参考資料というものをお配りしておりますので、それに基づきまして説明を申し上げたいと思います。

変更資料の参考資料の1ページ目でございますけど、新旧対照表となっております。これにつきまして、本文のほうの2ページ目のところの説明となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

区分のところ、公共的施設の整備を必要とする事情の欄の変更前のところの項目で、(4)電気通信に関する施設というところ、それから(5)自動車のところ、この2事業について削除しております、その分、通学バス、飲用水供給施設、下水処理施設、消防施設がそれぞれ項目が繰り上がったというものでございます。

電気通信施設におきまして削除になった理由につきましては、改正前の計画では緊急性の音告端末の各戸配置につきまして、辺地で行うということを予定しておったところでございますけど、現在行われております防災行政無線で整備していくということになっておりまして、合併特例債を活用して早急に整備するということになりましたところで、本計画から削除させていただいたものでございます。

それから、(5)の自動車につきましては、これは小駄良線の車両の更新ということでございましたけど、今年度、小駄良線のほうの更新が早まって、ここについてはもう既に購入済みと対応し

たというところで、この部分についての削除をさせてもらったというところでございます。

次のページの2ページ目でございますけど、これは3ページのところの3 公共的施設の整備計画という表がございますけど、表に関する新旧対照表というところになっております。これにつきましては、見ていただきまして、変更後、道路整備のところについて12億9,487万5,000円と変更後の金額が書いてございます。林道につきましても2,500万と事業費のところですけど、変更になっております。電気通信施設、自動車につきましては削除ということになっておりますし、通学バスのところにつきましては3,190万になっておるということでございます。飲用水供給施設、それから下水処理施設、消防施設、それぞれ金額等が変更になっておるというところで、新旧対照表になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の3ページ、この参考資料の3ページ目でございますけど、今申し上げました金額のそれぞれ内容について、こういった理由で変更になったということがこの表に書かれておりますので、御参照をしていただけたらというふうに思っております。

続きまして、4ページ目、これは西部辺地でございます。西部辺地のところの、本編でいいますところの5ページをお願ひしたいと思ひます。ここにつきましても、公共的施設の整備を必要とする事情というところにおきまして、(3)の電気通信に関する施設のところ削除になっております。これにつきましても、先ほど同様でございます、音声告知端末の整備を予定しておりましたけど、防災行政無線で行うということで、このところについて削除をさせていただいて、その分繰り上がっておるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

同じく、その下の欄でございますけど、その6ページ、本編というところの6ページのところの公共的施設の整備計画のところにつきまして、道路、林道、飲用水供給施設、下水処理施設、消防施設等々につきまして、以下、こういったところの金額が変更になったというところでございまして、その内容につきましては次ページを見ていただきまして、それぞれ事業の精査であるとか、他の事業で実施、そういったところの理由の変更理由を掲げております。各路線等によって精査による増額あるいは減額等々が内容となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

同じく、参考資料の6ページでございます。これが南部辺地でございます。本編のいうところの8ページになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これにつきましても、8ページの2の公共的施設の整備を必要とする事情というところでございます、変更の前は電気通信に関する施設というところでございます、このところにつきましても音告端末についての部分が削除されておまして、残っておりますのは携帯用の鉄塔ですね。鉄塔基地の整備というものについてのみがここに残っておりますということでございます。その下の欄が、これは9ページでございます、事業費の変更の部分についての新旧対照表ということでございます。

ちょっとここ申しわけございませんでしたけど、このそれぞれの金額のところアンダーラインが、用水路以外のところにつきましては全てアンダーラインが入りまして、ここの部分に変更になったというところで、少しこのところはアンダーラインを入れておりませんので、済みませんが、アンダーラインが入るといことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

同じく、そのそれぞれの事業内容につきましては、次の7ページのところに掲げてありますように、各事業についての内容、理由によるところの説明等が書いてありますので、よろしくお願ひしたいというふうにしてあります。

これにつきましても、資料の最後のページにつきまして、それぞれの辺地地区ごとの事業の年度による色分け、それから全ての事業がここに表示されておりますので、これを参照にさせていただきたいというふうにしてありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、辺地総合計画の変更でございますので、議会のほうでよろしく議決をお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第62号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。議案第62号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第63号から議案第66号までについて（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程66、議案第63号 財産の無償譲渡について（大和町徳永地内）から、日程69、議案第66号 財産の無償譲渡について（上沢集会所）までの4議案を一括議題といたしたい

と思います。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第63号 財産の無償譲渡について（大和町徳永地内）。よろしく願いいたします。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産につきましては、所在地が郡上市大和町徳永字河原田638番1、種別は土地でございます。それで地積257.43平方メートル、地目は宅地でございます。譲渡の相手方、郡上市大和町徳永316番地、徳永自治会。譲渡の理由、自治会、いわゆる認可地縁団体ですね。土地の受け入れ準備が整ったため、市名義となっている徳永自治会管理の土地の所有名義を当該自治会に移すということでございます。

おめくりいただきますと位置図がありますがけれども、大和の庁舎、大和振興事務所のところから少し川沿いの少し上流に行って、前森林組合のあったところで、現在はこの一帯、本庄工業様に御利用いただいております。その申請地として斜線が入れてあるところのこの材木置場と書いてあって、少し建物の形があらわしてありますけれども、ここのところでございます。

おめくりをいただきますと細かくその字絵図を載せております。

それで、ここの土地につきましては、もともとこれ、大和村時代から大和町通じまして、本来、これは名義は大和町ですが、実際の所有権は徳永区が有するものであるということで、貸し借りをされる場合にも、その賃貸借料については大和町ではなくて、こちらの区で、徳永区でそれをいただく。そしてまた、一方、このことにつきましての固定資産税相当額を大和町にも納めるというふうな形で、実質、地元の徳永区が管理をされてみえたものでございます。やはりいわゆる認可地縁団体に今回なられたということにおいて登記する環境が整ったということでございますので、この機会に譲渡、正式にもともとのお持ちになった徳永区にお渡しをしたいということでございます。

次に、議案第64号 財産の無償譲渡について。こちらは宮代集会所の敷地でございます。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産は、土地。郡上市和良町宮代字下モ田ノ上731番地3でございます。面積は、この集会所のありますところのすぐ敷地でございます。118平米。これは登記簿上の地目が雑種地になってございます。

ちょっと付言をさせていただきますが、いわゆる登記簿、土地登記の関係の法令によれば、地目につきましては実際の地目の利用の変化があったときには地目の変更をするという登記義務がある

わけですけれども、今般、こうした事態ですので、登記義務者におかれまして所有権移転登記とともに、地目の正しい地目変更、更正をするということで、地元では調整、準備が進んでおりますので、御理解をいただきたいと思えます。

譲渡の相手方、郡上市和良町宮代948番地5、宮代町内会でございます。譲渡の理由、財産の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございますし、これもやはり土地の受け入れる地縁団体として環境が整ったということでございます。

1枚めくっていただきますと位置図がありますが、県道鹿倉白山線、ここ入ったところでございます。

また、もう1枚めくっていただきますと字絵図等も添付をしております。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第65号 財産の無償譲渡について。野尻集会所の敷地でございます。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産が2件ございまして、両方土地でございます。所在地は、郡上市和良町野尻字寺田244番地2。面積は、1つは480平米、地目は雑種地。もう1つの土地が243番地の3、1,215平方メートル、地目が田ということでございます。合計面積が1,695平方メートルということでございます。

こちら地目変更につきましては、正規の地目に、今回の所有権移転に伴いまして更正をしたいということでございます。

田につきましては、農転の関係等がございますので、現況の土地利用を今後しっかり見きわめながら、正規の地目にしていくということでございます。

譲渡の相手方は、郡上市和良町野尻172番地、野尻町内会。譲渡の理由、財産の効率活用及び自治組織の活性化を図るためと、こちら登記のできる地縁団体というふうな環境が整ったということでございます。

1枚おめくりいただきますと、位置図がございます。丸で申請地を示しておりますが、県道鹿倉白山線を入れていただきまして、浄流寺さんですか、その少し上に当たるところでございます。一部、大きなほうの土地利用につきましては、周辺のいろんないわゆる不要となったものの置き場とか、町内会としてはそういうふうな土地利用もしてみえるということですので、ちょっと広い面積になってございますが、一体的に地元として活用をしていくということとなっております。

議案第66号 財産の無償譲渡について（上沢集会所）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1 譲渡する財産、こちらは建物でございます。先ほど公の施設から用途の廃止をしたといいま
すか、そこから外した案件がございましたが、それをこのほどここで譲渡したいという議案をあわ
せて今回上程するものでございます。

譲渡する財産は建物で、和良長沢44番地1。床面積が115.93平米の木造平屋建の建物でございま
す。譲渡の相手方は、郡上市和良町沢518番地、上沢自治会。譲渡の理由、施設の効率活用及び自
治組織の活性化を図るということでございます。土地につきましては、今譲渡する環境ができてい
ないと。いわゆる地縁団体のことがまだなされておられませんので登記できないということで、当面、
郡上市ということとなっていくことになります。

1枚おめくりいただきますと、集会所の管理台帳がございませう。建設年度が平成元年でございま
して、当方でこのように払い下げをしていく耐用年数を経過して今26年というふうな状況でござい
ます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺友三君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第67号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程70、議案第67号 財産の減額貸付について（郡上木材センター用地）を
議題といたします。

説明を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 議案第67号 財産の減額貸付について（郡上木材センター用地）。

次のとおり財産を減額貸付することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条
第2項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

貸付物件のほうなんですが、土地でございます。所在地につきましては、郡上市美並町
白山字大矢本535番7の一部と、同じく美並町白山字大矢本602番9の一部、同じく美並町白山字小
矢本新田603番3の一部、同じく美並町白山字小矢本新田604番1でございます。地目につきましては
は山林、面積につきましては2万8,128平米でございます。

貸付けの相手方でございますが、郡上市八幡町稲荷525番地7、郡上森林組合、代表理事組合長
石田五秀。貸付期間でございますが、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でござ
います。貸付料につきましては、年額90万円でございます。貸付けの理由でございますが、財産の
効率活用及び林業の活性化を図るためでございます。

資料のほうですが、1ページめくっていただきますと、郡上木材センターの位置図でございます。

場所につきましては、美並インターから見まして南東に位置しております。美並町の白山地内でございます。

もう1ページめくっていただきますと、郡上センターの平面図がございますが、この茶色で囲った部分が全体の貸付区域でございます。2万8,128平米。そのうち、緑で囲ってある部分が平地でございます。これが1万5,745平米ほどでございます。

その次のページなんですけど、郡上木材センターの全景ということで航空写真を載せておりますのでごらんください。

その次のページですけど、4ページですけど、郡上木材センターの利用状況ということで、現在、森林組合が使っておりますこういった格好の木材の土場というふうな格好に使用されております。

郡上木材センターの概要でございますが、平成9年に郡上初の本格的な木材流通の拠点として美並町の白山に開設された原木市場でございます。長年にわたりまして郡上木材流通協同組合が運営しておりましたが、平成27年4月からは郡上森林組合へ経営が引き継がれまして、現在は郡上森林組合が木材の市売販売を中心に大型製材工場への直送販売も行っております。

森林組合のほうの職員ですけど、現在、専門技術職員が5人とパート職員が1人ということで6人が勤務されておまして、平成27年度の実績で年間約2万9,000立米の原木を取り扱っておるといふふうに向っております。

この用地のほうなんですけど、当時、美並町が設置をいたしまして、市場を運営する郡上木材流通協同組合へ年額30万円で賃貸していたものでございます。この3月で土地の買い付けの契約期間20年というものを契約しておったわけなんですけど、これが満了するため、現在運営しております郡上森林組合から引き続き用地を借用したいというふうな申し出がございましたので、契約を更新するものでございます。

貸付料ですけど、近隣の公共的団体の貸付事例ですとか、本施設が郡上市の林業振興に寄与するものであるということなどを考慮いたしまして、土地の固定資産税相当額90万円ぐらいなんですけど——でありますので、90万円としまして、また貸付期間につきましては貸付要件等の見直しが見やすいように、当面5年間ということとしております。

当木材センターの用地面積ですけど、先ほど申しあげましたようにのり面も含めまして2.8ヘクタールほどございますので、これを郡上市の普通財産の貸付及び処分に関する要綱に基づいて貸付料を算定しますと、年間237万円ほどになります。

地方自治法の規定によりまして、市の財産を時価よりも低い価格で貸し付ける場合には議会の議決を要するというのでございますので、今回、提案するものでございます。よろしく御審議願います。

○議長（渡辺友三君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第68号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程71、議案第68号 市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 議案第68号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。
平成29年2月27日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号ですが、5-1869。路線名ですが、宮横線。区間ですが、起点のほう郡上市美並町大原字野倉、終点ですが、郡上市美並町大原字宮裏となります。

1ページめくっていただきまして、まず場所ですが、美並町の長良川鉄道の福野駅の国道156の交差点から県道白山美濃線が始まっておりますが、これの慈恵中央病院及び大同メタル岐阜工場のほうへ向かう路線でございます。

詳しいのが次のページの2ページを見ていただきたいんですが。本路線は、現在、郡上土木事務所において、株式会社大同メタル工業岐阜工場の前付近の一般県道白山美濃線の道路改良に伴い、新たにバイパス道路として整備されることにより、旧道路部分を市道として認定するものであります。この赤い路線の赤字で示した延長212メートルが今回の市道認定となるものでございます。

なお、現在、県事業のほうの進捗状況でございますが、用地につきまして、県土地開発公社より先行取得されておまして、現在、用地のほうの再取得ということで予算化がされて進められておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議報告第1号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程72、議報告第1号 諸般の報告（議員派遣の報告）について。

議員派遣の報告が、別紙の写しのとおり提出されましたので、お目通しをお願いいただき報告にかえます。

◎議報告第2号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程73、議報告第2号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）につい

て。

例月出納検査の結果が、監査委員より別紙の写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき報告にかえます。

◎議報告第3号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程74、議報告第3号 諸般の報告（定期監査の結果）について。

定期監査の結果が、監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき報告にかえます。

2月17日まで受理いたしました請願は、お手元に配付してございます。文書表のとおり総務常任委員会に付託いたしましたので、報告をいたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全てを終了いたしました。

長時間にわたり御苦労さまでございました。慎重審議ありがとうございました。

本日はこれで散会をいたします。

（午後 3時51分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員